

第42回さいたま市自治基本条例検討委員会

次 第

平成23年11月28日（月）午後6時45分～
さいたま市役所第2別館第1会議室

1 開 会

2 議題

（1）自治基本条例について

3 その他

4 閉会

【配付資料】

次第

資料1 最終報告（たたき台）再修正案

参考資料1 市民から寄せられた意見

最終報告（たたき台）再修正案

最終報告（たたき台）修正案 ※H23.9.30 第36回資料1より	最終報告（案） ※今回修正したもの
<p>さいたま市は、平成13年5月に旧浦和市、旧大宮市及び旧与野市が合併して誕生しました。その後平成15年4月に政令指定都市となり、平成17年4月には旧岩槻市と合併して現在に至っています。</p> <p>様々な地域が集まったさいたま市は、多様な歴史や文化、そして東京都心の近くにありながら豊富な自然に恵まれた生活都市として発展してきました。</p> <p>また、交通の要衝として多くの人々が集い、多様な都市機能が集まっているため、埼玉県の政治、経済の中心として、さらには首都圏における中核的な役割を担うことが期待されています。</p> <p>このさいたま市が、子どもから高齢者まで、誰もが互いに尊重し合い、助け合い、生きがいを持ち、ずっと幸せに暮らしていきたいとみんなが思えるまちとして発展し続けていくことは、<u>すべての市民の願い</u>です。</p> <p>そのためには、市民自らがまちづくりの担い手であるという自覚を持ち、それぞれの経験や知識を生かして地域の活動や市政に参加しながらまちづくりを進めていくことが大切です。</p> <p>また、議会、市長、職員その他市政に携わるすべての者は、市民のための市政を推進する責任があることを常に自覚し、新たに生まれてくる難題に対しても、市民とともに解決の方策を探求し、これを実践していかなければなりません。</p> <p>みんなの願いを叶え、期待に応えるまちの実現に向けて自立的かつ積極的に取り組めるよう、様々な地域が集まって一つのまちとして誕生した私たちのまちさいたま市が、今後も目標に向かって発展し続けていくためには、さいたま市の多様な魅力や、合併、政令指定都市移行のメリットを生かしつつ、<u>市民自治の理念の下でさいたま市に関わるみんなの力を結集することが大切です。</u></p> <p>そこで、みんなが結集して進めるまちづくりの羅針盤となる一つのルールをつくり、みんなで共有していくため、ここに（仮称）さいたま市市民自治基本条例を制定します。</p>	<p><u>私たちのまちさいたま市は、みんなの願いを叶え、期待に応えるまちの実現に向けて自立的かつ積極的に取り組めるよう、</u>平成13年5月に旧浦和市、旧大宮市及び旧与野市が合併して誕生しました。その後平成15年4月に政令指定都市となり、平成17年4月には旧岩槻市と合併して現在に至っています。</p> <p>様々な地域が集まったさいたま市は、多様な歴史や文化、そして東京都心の近くにありながら豊富な自然に恵まれた生活都市として発展してきました。また、交通の要衝として多くの人々が集い、多様な都市機能が集まっているため、埼玉県の、さらには首都圏における政治、経済、文化の中心的な役割を担うまちとして発展することが期待されています。</p> <p>このさいたま市が、子どもから高齢者まで、誰もが互いに尊重し合い、助け合い、生きがいを持ち、<u>このまちでずっと</u>幸せに暮らしていきたいとみんなが思えるまちとして発展し続けていくことは、<u>多くの市民の願い</u>です。</p> <p>そのためには、市民自らがまちづくりの担い手であるという自覚を持ち、それぞれの経験や知識を生かして地域の活動や市政に参加しながらまちづくりを進めていくことが大切です。また、議会、市長、職員その他市政に携わるすべての者は、市民のための市政を推進する責任があることを常に自覚し、新たに生まれてくる難題に対しても、市民とともに解決の方策を探求し、これを実践していかなければなりません。</p> <p><u>このような市民自治の理念の下で、</u>私たちのまちさいたま市が、今後も目標に向かって発展し続けていくためには、さいたま市の多様な魅力や、合併、政令指定都市移行のメリットを生かしつつ、さいたま市に関わるみんなの力を結集することが大切です。</p> <p>そこで、みんなが結集して進めるまちづくりの羅針盤となる一つのルールをつくり、みんなで共有していくため、ここに（仮称）さいたま市市民自治基本条例を制定します。</p>

最終報告（たたき台）修正案 ※H23.9.30 第36回資料1より	最終報告（案） ※今回修正したもの
<p>第1章 総則</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、自治の基本理念を明示し、市民の権利及び責務、議会及び市長その他の執行機関の役割及び責務、まちづくりに関する基本的事項等を定めることにより、市民自治の確立を図り、もって市民が幸せを実感し、豊かで暮らしやすいまちをつくることを目的とします。</p>	<p>第1章 総則</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、自治の基本理念を明示し、市民の権利及び責務、議会及び市長その他の執行機関の役割及び責務、まちづくりに関する基本的事項等を定めることにより、市民自治の確立を図り、もって市民が幸せを実感し、豊かで暮らしやすいまちをつくることを目的とします。</p>
<p>【考え方・解説】</p> <p>第1条は、本条例の目的を明示し、前文とあわせて各規定の解釈指針となるものです。</p> <p>○ 本条例は、市民自治を確立することによって、豊かで暮らしやすいまちをつくることを目的としています。</p> <p>○ 豊かで暮らしやすいまちをつくるためには、前文の考え方・解説で述べたとおり、市民の主体的な取組と、議会や市長など市政に携わる者が市民の声をしっかりと受けとめて市政を運営していくことが求められます。そのために、本条例において、本市における自治の基本理念を明らかにし、これを受けて、市民、議会、市長その他市民自治を担う各主体の責務等、また、まちづくりの基本的事項などを定め、皆で共有することが大切です。</p> <p>○ 「豊かで暮らしやすい」のうち、「豊かで」は、経済的な豊かさだけでなく、生きがいを持てるといった精神的な意味を含み、また、「暮らしやすい」は、「生活（生きて活動すること。）しやすい」、つまり、単に「住みやすい」というだけでなく、公益的活動や事業活動など「様々な活動をしやすい」という意味を含んでいます。</p>	<p>【考え方・解説】</p> <p>第1条は、本条例の目的を明示し、前文とあわせて各規定の解釈指針となるものです。</p> <p>○ 本条例は、市民自治を確立することによって、<u>市民が幸せを実感し、豊かで暮らしやすいまちをつくることを目的</u>としています。</p> <p>○ <u>市民が幸せを実感し、豊かで暮らしやすいまちをつくるためには、前文の考え方・解説で述べたとおり</u>、市民の主体的な取組と、議会や市長など市政に携わる者が市民の声をしっかりと受けとめて市政を運営していくことが求められます。そのために、本条例において、本市における自治の基本理念を明らかにし、これを受けて、市民、議会、市長その他市民自治を担う各主体の責務等、また、まちづくりの基本的事項などを定め、皆で共有することが大切です。</p> <p>○ 「豊かで暮らしやすい」のうち、「豊かで」は、経済的な豊かさだけでなく、生きがいを持てるといった精神的な意味を含み、また、「暮らしやすい」は、「生活（生きて活動すること。）しやすい」、つまり、単に「住みやすい」というだけでなく、公益的活動や事業活動など「様々な活動をしやすい」という意味を含んでいます。</p>

最終報告（たたき台）修正案	最終報告（案）
<p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。</p> <p>（1）住民 市内に住む者をいいます。</p> <p>（2）市民 住民、市内で働き、若しくは学ぶ者又は公益的活動、事業活動その他の活動を行う者若しくは団体をいいます。</p> <p>（3）区民 区内に住む者、区内で働き、若しくは学ぶ者又は公益的活動、事業活動その他の活動を行う者若しくは団体をいいます。</p> <p>（4）市 議会、市長その他の執行機関及び職員を置く地方公共団体であるさいたま市をいいます。</p> <p>（5）まちづくり 豊かで暮らしやすいまちをつくるための活動をいいます。</p> <p>（6）市政 まちづくりのうち、市が担うものをいいます。</p> <p>（7）市民自治 市民が主体的にまちづくりを行うことを基本として、市も市民とともに市民のための市政を行うという自治の姿をいいます。</p> <p>（8）市民参加 市民が主体的に政策の形成、実施及び評価の過程など市政に関わることをいいます。</p> <p>（9）協働 市民及び市が、地域又は社会における共通の目的の実現及び共通の課題の解決に向けて、対等な立場で連携を図りながら協力して事業を行うことをいいます。</p>	<p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。</p> <p>（1）住民 市内に住む者をいいます。</p> <p>（2）市民 住民をはじめとして、市内で働き、若しくは学ぶ者又は公益的活動、事業活動その他の活動を行う者若しくは団体をいいます。</p> <p>（3）区民 区内に住む者をはじめとして、区内で働き、若しくは学ぶ者又は公益的活動、事業活動その他の活動を行う者若しくは団体をいいます。</p> <p>（4）市 議会、市長その他の執行機関及び職員からなる市民に代わって市政に関する議事及び執行を行う機関であるさいたま市をいいます。</p> <p>（5）まちづくり 市民が幸せを実感し、豊かで暮らしやすいまちをつくるための活動をいいます。</p> <p>（6）市政 まちづくりのうち、市が担うものをいいます。</p> <p>（7）市民自治 市民が主体的にまちづくりを行うことを基本として、市も市民とともに市民のための市政を行うという自治のあり方をいいます。</p> <p>（8）市民参加 市民が主体的に政策の形成、実施及び評価の過程など市政に関わることをいいます。</p> <p>（9）協働 市民及び市が、地域又は社会における共通の目的の実現及び共通の課題の解決に向けて、対等な立場で連携を図りながら協力して事業を行うことをいいます。</p>
<p>【考え方・解説】</p> <p>第2条では、本条例で使用している用語の定義を定めています。</p> <p>（第1号）</p> <ul style="list-style-type: none"> 「住民」とは、市内に居住している個人を意味します。 <p>（第2号）</p> <ul style="list-style-type: none"> 「市民」には、住民だけでなく、市内に通勤又は通学する個人、市内で公益的活動や事業活動など様々な活動を行っている個人や法人等の団体を含めています。 本市には、住民だけでなく、様々な活動をしている個人や団体が集まっています。現代社会において複雑かつ高度化する多種多様な課題を解決し、豊かで暮らしやすいまちをつくるためには、より多くの個人や団体の力を結集していく必要があると考えます。 「市民」イコール「住民」と考えるのが一般的であり、それ以外の個人や団体を含めて、例えば「市民等」とする方法もありますが、皆で力を合わせて主体的にまちづくりに取り組んでほしいという気持ちを込めて、住民以外の者を「等」とするのではなく、本条例においては、「市民」に含めて表記することがふさわしいと考えます。 <p>（第3号）</p> <ul style="list-style-type: none"> 「区民」についても、「市民」と同様に考え、広く捉えています。 <p>（第4号）</p> <ul style="list-style-type: none"> 「市」とは、議会、市長等の執行機関※1、職員（地方自治法に定める補助機関※2のうち「職員」だけでなく、広く補助機関すべてを意味します。また、議会や行政委員会に置かれる職員を含みます。）を置く地方公共団体であるさいたま市を意味します。 本条例の中で「市」を主語として、取り組むべきこと等を定めている規定に関しては、議会、市長その他の執行機関、職員がそれぞれの役割と責任に応じ、自らやるべきことを十分に自覚して職務を遂行しなければなりません。 ※1 市長を除く執行機関としては、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会などがあり、一般的に「行政委員会」と呼ばれています。執行機関は、それぞれが独立した 	<p>【考え方・解説】</p> <p>第2条では、本条例で使用している用語の定義を定めています。</p> <p>（第1号）</p> <ul style="list-style-type: none"> 「住民」とは、市内に居住している個人を意味します。 <p>（第2号）</p> <ul style="list-style-type: none"> 「市民」には、住民だけでなく、市内に通勤又は通学する個人、市内で公益的活動や事業活動など様々な活動を行っている個人や法人等の団体を含めています。 本市には、住民だけでなく、様々な活動をしている個人や団体が集まっています。現代社会において複雑かつ高度化する多種多様な課題を解決し、市民が幸せを実感し、豊かで暮らしやすいまちをつくるためには、より多くの個人や団体の力を結集していく必要があると考えます。 まちづくりの主体として「住民」は欠かせません。「市民」イコール「住民」と考えるのが一般的であり、それ以外の個人や団体を含めて、例えば「市民等」とする方法もありますが、皆で力を合わせて主体的にまちづくりに取り組んでほしいという気持ちを込めて、住民以外の者を「等」とするのではなく、本条例においては、「市民」に含めて表記することがふさわしいと考えます。 <p>（第3号）</p> <ul style="list-style-type: none"> 「区民」についても、「市民」と同様に考え、広く捉えています。 <p>（第4号）</p> <ul style="list-style-type: none"> 「市」とは、議会、市長その他の執行機関※1及び職員（地方自治法に定める補助機関※2のうち「職員」だけでなく、広く補助機関すべてを意味します。また、議会や行政委員会に置かれる職員を含みます。）からなる市民に代わって市政に関する議事及び執行を行う機関としてのさいたま市を意味します。 ※1 市長を除く執行機関としては、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会などがあり、一般的に「行政委員会」と呼ばれています。執行機関は、それぞれが独立した権限を持っています。 ※2 補助機関とは、副市長、会計管理者、職員など、執行機関を補助し、職務を遂行する者をいいます。

権限を持っています。

※2 補助機関とは、副市長、会計管理者、職員など、執行機関を補助し、職務を遂行する者をいいます。

(第5号)

- 「まちづくり」とは、市民及び市が行う豊かで暮らしやすいまちをつくるための活動をいいます。なお、「豊かで暮らしやすい」のうち、「豊かで」は、経済的な豊かさだけでなく、生きがいを持てるといった精神的な意味を含み、また、「暮らしやすい」は、「生活（生きて活動すること。）しやすい」、つまり、単に「住みやすい」というだけでなく、「様々な活動をしやすい」という意味を含んでいます。

(第6号)

- 「市政」の目的は、豊かで暮らしやすいまちをつくることであり、「市政」は、市が行うまちづくりを意味します。

(第7号)

- 「市民自治」とは、市民が主体的に考え、行動して、地域や社会の課題を解決し、市民本位のまちづくりを進めることを基本します。
- また、議会や市長など市政に携わる者も市民自治の担い手として、市民とともに考え、ともに行動して、市民のためのまちづくりを推進していくという考え方が重要です。

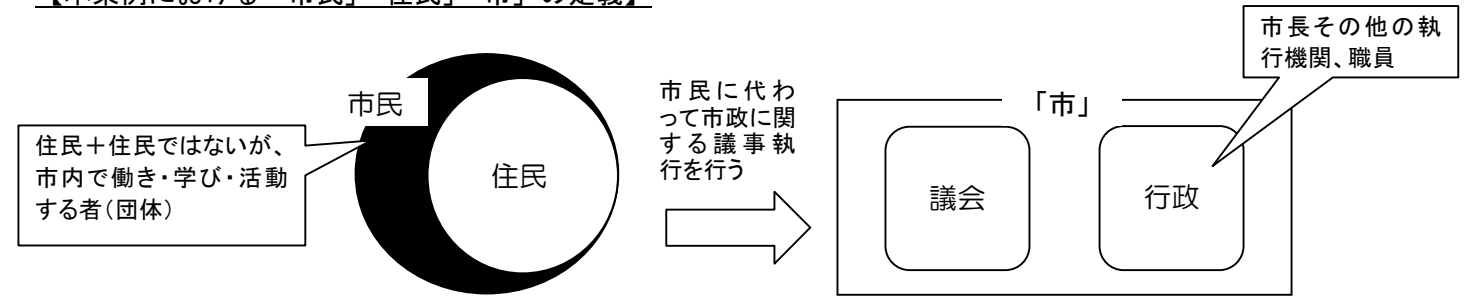
(第8号)

- 「市民参加」とは、市民の意思を市政に反映するため、市民が政策の形成、実施及び評価の過程など市政に主体的に関わることをいい、その方法は、市役所の窓口において、また、アンケートやパブリック・コメント、住民説明会等の機会を通じて、意見を述べ、提案することのほか、審議会等の委員となること、市の事業において職員と一緒に活動することなど様々なものが該当します。なお、市の意思決定や判断に関しては、二元代表制に基づき議会と市長が責任を持って行うことが基本です。

(第9号)

- 「協働」とは、市民及び市が、共通の目的の実現及び共通の課題の解決に向けて、対等な立場で連携を図りながら協力して事業を行うことをいい、その意義は、得意分野を生かし合い、または弱点を補い合い、その相乗効果によって、より良い効果を生み出すことにあると考えます。なお、「対等な立場」とは、それぞれの自立性を認め合い、一方的に命令等されることなく、合意に基づき、役割分担や責任を明確にして取り組む関係をいいます。

【本条例における「市民」「住民」「市」の定義】



(第5号)

- 「まちづくり」とは、市民及び市が行う市民が幸せを実感し、豊かで暮らしやすいまちをつくるための活動をいいます。なお、「豊かで暮らしやすい」のうち、「豊かで」は、経済的な豊かさだけでなく、生きがいを持てるといった精神的な意味を含み、また、「暮らしやすい」は、「生活（生きて活動すること。）しやすい」、つまり、単に「住みやすい」というだけでなく、「様々な活動をしやすい」という意味を含んでいます。
- 「まちづくり」と平仮名で表記しているのは、建物や道路というハード面（有形なもの）の整備だけでなく、政治、経済、文化などを含む総合的な活動であることが伝わりやすいと考えたものです。

(第6号)

- 「市政」の目的は、市民が幸せを実感し、豊かで暮らしやすいまちをつくることであり、「市政」は、市が行うまちづくりを意味します。

(第7号)

- 「市民自治」とは、市民が主体的に考え、行動して、地域又は社会の課題を解決し、市民本位のまちづくりを進めることを基本します。
- また、議会や市長など市政に携わる者も市民自治の担い手として、市民とともに考え、ともに行動して、市民のためのまちづくりを推進していくという考え方が重要です。

(第8号)

- 「市民参加」とは、市民の意思を市政に反映するため、市民が政策の形成、実施及び評価の過程など市政に主体的に関わることをいい、その方法は、市役所の窓口において、また、アンケートやパブリック・コメント、住民説明会等の機会を通じて、意見を述べ、提案することのほか、審議会等の委員となること、市の事業において職員と一緒に活動することなど様々なものが該当します。なお、市の意思決定や判断に関しては、二元代表制に基づき議会と市長が責任を持って行うことが基本です。

(第9号)

- 「協働」とは、市民及び市が、共通の目的の実現及び共通の課題の解決に向けて、対等な立場で連携を図りながら協力して事業を行うことをいい、その意義は、得意分野を生かし合い、または弱点を補い合い、その相乗効果によって、より良い効果を生み出すことにあると考えます。なお、「対等な立場」とは、それぞれの自立性を認め合い、一方的に命令等されることなく、合意に基づき、役割分担や責任を明確にして取り組む関係をいいます。

最終報告（たたき台）修正案	最終報告（案）
<p>（自治の基本理念）</p> <p>第3条 市民は、主体的にまちづくりに取り組みます。</p> <p>2 <u>議会及び市長その他の執行機関</u>は、その役割及び責務を果たし、市民のための市政を行います。</p> <p>3 市は、国及び埼玉県と対等な立場に立って<u>協力関係を築くとともに</u>、自立的かつ自律的な市政運営の実現を目指します。</p>	<p>（自治の基本理念）</p> <p>第3条 市民は、主体的にまちづくりに取り組みます。</p> <p>2 <u>市</u>は、その役割及び責務を果たし、市民のための市政を行います。</p> <p>3 市は、国及び埼玉県と対等な立場に立って、自立的かつ自律的な市政運営の実現を目指します。</p>
<p>【考え方・解説】</p> <p>第3条では、市民自治の確立に向けて、本市における自治の基本理念を定めています。</p> <p>【第1項】</p> <p>○ 豊かで暮らしやすいまちをつくるためには、市民の主体的な取組が基本となります。</p> <p>【第2項】</p> <p>○ 議会と市長その他の執行機関も、豊かで暮らしやすいまちをつくっていく責務を負います。</p> <p>○ 市に関わるすべての人々や団体にとって、住みやすい、活動しやすいまちをつくっていくことが、市の発展につながるものと考えます。</p> <p>○ また、市長を除く執行機関は、直接住民から選ばれてはませんが、独立した権限を持つ者として重要な責務を負っていますので、ここに含めています。</p> <p>○ 市民、議会、市長その他の執行機関の信頼関係が市民自治の基軸となります。そのため、議会や市長その他の執行機関は、その重責を自覚し、市民のための市政という共通の目的に向かって、各々の役割と責務を果たすことが重要です。</p> <p>【第3項】</p> <p>○ 市民自治の確立に向けて、議会や市長その他の執行機関は、市民のための市政を運営することが重要であり、そのために、国や埼玉県との関係では、本市が、国や埼玉県と対等な立場で、自立的かつ自律的な市政運営ができるよう団体自治の確立を目指す必要があります。また、広域的な課題など、市だけでは解決が難しい課題もあり、国や埼玉県とは、明確な役割分担のもと、協力、連携して取り組むことが必要です。</p>	<p>【考え方・解説】</p> <p>第3条では、市民自治の確立に向けて、本市における自治の基本理念を定めています。</p> <p>【第1項】</p> <p>○ 豊かで暮らしやすいまちをつくるためには、市民の主体的な取組が基本となります。</p> <p>【第2項】</p> <p>○ 議会と市長その他の執行機関も、豊かで暮らしやすいまちをつくっていく責務を負います。</p> <p>○ 市に関わるすべての人々や団体にとって、住みやすい、活動しやすいまちをつくっていくことが、<u>さいたま市</u>の発展につながるものと考えます。</p> <p>○ また、市長を除く執行機関は、直接住民から選ばれてはませんが、独立した権限を持つ者として重要な責務を負っていますので、ここに含めています。</p> <p>○ 市民、議会、市長その他の執行機関の信頼関係が市民自治の基軸となります。そのため、議会や市長その他の執行機関は、その重責を自覚し、市民のための市政という共通の目的に向かって、各々の役割と責務を果たすことが重要です。</p> <p>【第3項】</p> <p>○ 市民自治の確立に向けて、議会や市長その他の執行機関は、市民のための市政を運営することが重要であり、そのために、国や埼玉県との関係では、本市が、国や埼玉県と対等な立場で、自立的かつ自律的な市政運営ができるよう団体自治の確立を目指す必要があります。</p>
最終報告（たたき台）修正案	最終報告（案）
<p>（条例の位置付け）</p> <p>第4条 この条例は、市民自治の確立に向けて最も大切な規範として運用されるものであり、市は、他の条例、規則等を制定、運用、改正又は廃止するときは、原則として、この条例の趣旨に基づき、この条例との整合を図らなければなりません。市が政策の形成、実施等を行う場合も、同様とします。</p>	<p>（条例の位置付け）</p> <p>第4条</p> <p style="text-align: right;">修正なし</p>
<p>【考え方・解説】</p> <p>第4条は、まちづくりにおける本条例の位置付けについて定めています。</p> <p>○ 現在の日本国憲法を頂点とする法体系においては、本条例も他の条例と対等な関係にあり、他の条例と同様、国の法令の範囲内において存在するものであることが前提にあります。</p> <p>○ 本条例は、市民自治を確立し、推進するための理念や基本的なルール等を定めるものです。したがって、条例同士は対等であるとはいうものの、市政全体を束ね、まちづくりの羅針盤として市政全体の方向性を示すものとして、中心となるべき性格のものであり、市の条例、規則等及び政策は、原則として本条例の趣旨に適合するように制定（策定）、運用等される必要があります。</p>	<p>【考え方・解説】</p> <p style="text-align: right;">修正なし</p>

最終報告（たたき台）修正案	最終報告（案）
<p>第2章 市民自治を担う各主体の責務等</p> <p>第1節 市民の権利及び責務等</p> <p>（市民の権利）</p> <p>第5条 市民は、市民自治を担う者として尊重され、次に掲げる権利を有します。</p> <p>（1）安全で安心な環境の中で暮らし、公益的活動、事業活動その他の活動を行う権利</p> <p>（2）市政に関する情報を知り、市と共有する権利</p> <p>（3）政策の形成、実施及び評価の過程など市政に関わる権利</p>	<p>第2章 市民自治を担う各主体の責務等</p> <p>第1節 市民の権利及び責務等</p> <p>（市民の権利）</p> <p>第5条</p> <p style="text-align: right;">修正なし</p>
<p>【考え方・解説】</p> <p>第5条では、市民自治を担う者としての市民の権利を定めています。</p> <p>○ 市民の権利には、日本国憲法や地方自治法などで認められている権利がありますが、ここでは市民自治の確立に向けて市民がまちづくりに取り組む上で重要な権利を掲げています。</p> <p>○ ただし、市民の権利は無条件に行使できるものではなく、公共の福祉に反しない（権利として保護すべき利益と社会全体の利益とを比較衡量し、後者が優先される必要性が認められない場合）限り、認められるなどの制約があることは当然です。</p> <p>○ 「市民自治を担う者として尊重され」とは、市政に参加するなど、市民の誰もがまちづくりに取り組むことについて、誰からも不当な差別を受けず、公平かつ公正に対応がされることを意味し、市民自治を担う者としての権利を包括的に定めるものです。</p> <p>（第1号）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市民自治の確立に向けて、「安全で安心な環境の中で暮らし、公益的活動、事業活動その他の活動を行う」ことができることが前提であり、そのために定めるものです。 <p>（第2号）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市民が主体的に市政に参加するなど、まちづくりに取り組むためには、議会や市長その他の執行機関が持っている市政に関する情報を市民が知り、議会や市長その他の執行機関と共有できるようにすることが必要であり、そのために定めるものです。 <p>（第3号）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 豊かで暮らしやすいまちをつくるためには、市民が市政に様々な形で関わり、市民の意思に基づく市政が行われることが必要であり、そのために定めるものです。 <p>○ なお、第2号及び第3号の権利は、市の具体的な制度や手続によって、保障されていくことになるため、市は、これらの制度や手続を充実していくことが必要です。</p>	<p>【考え方・解説】</p> <p style="text-align: right;">修正なし</p>

最終報告（たたき台）修正案	最終報告（案）
<p>（市民の責務）</p> <p>第6条 市民は、主体的にまちづくりに取り組むことにより、市民自治の確立に努めるものとします。</p> <p>2 市民は、まちづくりの取組に当たっては、次のことに努めるものとします。</p> <p>（1）社会的責任を自覚すること。</p> <p>（2）互いを尊重し合うとともに、助け合うこと。</p> <p>（3）次世代の負担をはじめ、将来の<u>地域及び社会</u>に与える影響に配慮すること。</p>	<p>（市民の責務）</p> <p>第6条 市民は、主体的にまちづくりに取り組むことにより、市民自治の確立に努めるものとします。</p> <p>2 市民は、まちづくりの取組に当たっては、次のことに努めるものとします。</p> <p>（1）社会的責任を自覚すること。</p> <p>（2）互いを尊重し合うとともに、助け合うこと。</p> <p>（3）次世代の負担をはじめ、将来の<u>地域又は社会</u>に与える影響に配慮すること。</p>
<p>【考え方・解説】</p> <p>第6条では、市民自治を担う者としての市民の責務を定めています。</p> <p>【第1項】</p> <p>○ 市民自治を確立し、豊かで暮らしやすいまちをつくるためには、市民が主体的に取り組むことが基本となります。</p> <p>【第2項】</p> <p>（第1号）</p> <ul style="list-style-type: none"> まちづくりに当たっては、法令等を遵守することはもちろんのこと、自らの発言や行動に責任を持つことなど、社会の一員であることを自覚することが大切です。 <p>（第2号）</p> <ul style="list-style-type: none"> まちづくりに当たっては、市民同士がお互いに尊重し合い、助け合う気持ちを持つことが大切です。 <p>（第3号）</p> <ul style="list-style-type: none"> 将来にわたって豊かで暮らしやすいまちをつくっていくためには、環境問題や市の財政状況など将来の<u>地域や社会</u>に与える影響を考慮して行動することが大切です。 	<p>【考え方・解説】</p> <p>第6条では、市民自治を担う者としての市民の責務を定めています。</p> <p>【第1項】</p> <p>○ 市民自治を確立し、豊かで暮らしやすいまちをつくるためには、市民が主体的に取り組むことが基本となります。</p> <p>【第2項】</p> <p>（第1号）</p> <ul style="list-style-type: none"> まちづくりに当たっては、法令等を遵守することはもちろんのこと、自らの発言や行動に責任を持つことなど、社会の一員であることを自覚することが大切です。 <p>（第2号）</p> <ul style="list-style-type: none"> まちづくりに当たっては、市民同士がお互いに尊重し合い、助け合う気持ちを持つことが大切です。 <p>（第3号）</p> <ul style="list-style-type: none"> 将来にわたって豊かで暮らしやすいまちをつくっていくためには、環境問題や<u>さいたま市</u>の財政状況など将来の<u>地域又は社会</u>に与える影響を考慮して行動することが大切です。
最終報告（たたき台）修正案	最終報告（案）
<p>（事業者の責務）</p> <p>第7条 市内で事業活動を行う者又は団体は、当該活動を行うに当たっては、自然環境、生活環境等について適正に配慮するなど、豊かで暮らしやすいまちの実現に努めるものとします。</p>	<p>（事業者の責務）</p> <p>第7条</p> <p style="text-align: right;">修正なし</p>
<p>【考え方・解説】</p> <p>第7条は、前条にある市民の責務以外で、市民のうち、特に事業者が負うべき責務を定めています。</p> <p>○ 企業など事業者が行う事業活動（主として経済活動を意味します。）には、雇用の創出など経済の活性化や生活の向上という社会的な意義もありますが、一方で、事業活動が自然環境や生活環境などに多大な影響を及ぼすおそれもあるため、特に責務を定めるものです。</p> <p>○ 豊かで暮らしやすいまちをつくっていくために、事業者の関わりは大きくあります。事業者も市民自治の担い手であるという社会的責任を自覚し、市民や市と協力しながら、自然環境や生活環境などに配慮し、まちづくりに努める必要があります。</p>	<p>【考え方・解説】</p> <p style="text-align: right;">修正なし</p>

最終報告（たたき台）修正案	最終報告（案）
<p>（市民自治の担い手としての人づくり）</p> <p>第8条 市民及び市は、次代の社会を担う子ども及び青少年をはじめ、市民が市民自治の担い手として育つよう、積極的に支援するよう努めるものとします。</p>	<p>（市民自治の担い手としての人づくり）</p> <p>第8条</p> <p style="text-align: right;">修正なし</p>
<p>【考え方・解説】</p> <p>第8条は、市民自治の担う人材の育成について定めています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市民自治を確立し、将来にわたって推進していくためには、それを担う人づくりが必須です。そのためには、市民の誰もが市民自治の担い手として成長できるような環境（場所、機会、仕組みなど）づくりなどの支援をしていく必要があります。 ○ 人づくりという観点からは、特に子どもや青少年に対する支援が重要であり、学校教育においては市民自治の考え方を学ぶ場を設けることが考えられます。また、学校教育だけではなく、市民、議会及び市長その他の執行機関は、市民自治を担う能力が育っていくよう、様々な形で支援していくことが大切です。 	<p>【考え方・解説】</p> <p style="text-align: right;">修正なし</p>

最終報告（たたき台）修正案	最終報告（案）
<p>第2章 市民自治を担う各主体の責務等</p> <p>第2節 議会及び議員の責務等</p> <p>（議会の役割及び責務）</p> <p>第9条 議会は、豊かで暮らしやすいまちをつくるため、審議及び議決により市の意思を決定するとともに、次の役割を果たさなければなりません。</p> <p>（1）市長その他の執行機関による事務の執行の監視</p> <p>（2）市政に関する課題の調査研究</p> <p>（3）政策の形成</p> <p>2 議会は、前項に規定する役割を果たし、議会に対する市民の関心及び参加意欲を高め、かつ、市民自治を確立するため、次のことに努めなければなりません。</p> <p>（1）市民の多様な意見を聴き、尊重すること。</p> <p>（2）意思決定過程に関する情報を市民に分かりやすく公表すること等により、議会活動の透明性の確保を図ること。</p> <p>（3）政策形成等を行うに当たり、市民参加及び市民との協働を推進すること。</p>	<p>第2章 市民自治を担う各主体の責務等</p> <p>第2節 議会及び議員の責務等</p> <p>（議会の役割及び責務）</p> <p>第9条</p> <p style="text-align: right;">修正なし</p>
<p>【考え方・解説】</p> <p>第9条では、議会の役割及び責務を定めています。</p> <p>○ 平成22年4月1日に施行されているさいたま市議会基本条例に、議会・議員の責務などについて規定がありますが、その中でも、本条例では、市民自治の確立に向けて、特に市民と議会・議員との関係に重点を置いた内容を規定することが望ましいと考えます。</p> <p>【第1項】</p> <p>○ 二元代表制の下、議事機関として市の意思を決定する権能を有する議会は、豊かで暮らしやすいまちをつくるため、市民の広範な意見を把握・尊重し、市の政策に生かしていくことで、多様化する諸課題を解決する使命を担うとともに、市長その他の執行機関の事務に対する監視機能、市政に関する課題の調査機能、政策形成機能などを最大限発揮する使命を担います。</p> <p>【第2項】</p> <p>○ 議会は、第1項に規定する非常に重要な役割を果たすべく、市民にとってより身近に感じられるような議会を目指して議会に対する関心と参加意欲を高めるとともに、市民自治を確立するため、第1号から第3号までに掲げることに努める必要があります。</p> <p>（第1号）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市民の多様な意見を聴き、少数意見であったとしてもそれを尊重して審議を活性化させ、より良い政策を考えていくことが大切です。 <p>（第2号）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 議会の意思決定過程における情報を市民に積極的かつ分かりやすく提供するなど、議会における諸活動の透明性の確保を図ることが、市民の議会に対する関心等を高めるための前提となります。 <p>（第3号）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 政策形成や市政における課題の調査研究に当たり、広く市民の意見を集め、生かしていくために、市民との対話など市民参加の取組や、市民とともに政策を考え、課題の解決を図っていく協働の取組を推進していくことが大切です。 <p>○ さいたま市議会基本条例には、第5章に「市民の議会」が掲げられています。市民と議会の関わりを強め、深める方策は、同条例に規定されていますが、それを具体的にどのように実現していくかが重要です。</p>	<p>【考え方・解説】</p> <p style="text-align: right;">修正なし</p>

<p>例えば、議会の諸活動への市民参加の推進のための方策については次のようなことが考えられますが、市民の意見を聴いて一緒に考えるなど、市民とともに積極的につくりあげていくことが必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> * 請願・陳情の説明、市民の議論への参加・発言を可とするほか、参考人及び公聴会制度の積極的活用 * 議事案件の事前公開、議事録公開、分かりやすい広報・報告（議案に対する賛否を含む。）など、議論と手続のプロセスの透明化 * 上記のほか、市民との意見交換会の開催など 	
最終報告（たたき台）修正案	最終報告（案）
<p>（議員の責務）</p> <p>【修正案1】</p> <p>第10条 議員は、前条に規定する議会の役割及び責務を果たすため、市民全体の利益を考え、法令等を遵守して、公正かつ誠実に、職務を行わなければなりません。</p> <p>【修正案2】</p> <p>第10条 議員は、前条に規定する議会の役割及び責務を果たすため、法令等を遵守するとともに、市民全体の利益を考え、公正かつ誠実に、職務を行わなければなりません。</p> <p>【修正案3】</p> <p>第10条 議員は、前条に規定する議会の役割及び責務を果たすため、法令等を遵守するとともに、公正かつ誠実に、市民全体の利益を勘案して職務を行わなければなりません。</p> <p>2 前項の場合において、議員は、市民との対話等を積極的に行い、市民の多様な意見並びに地域及び社会の課題の把握に努めなければなりません。</p>	<p>（議員の責務）</p> <p><u>第10条 議員は、前条に規定する議会の役割及び責務を果たすため、法令等を遵守するとともに、市民全体の利益を考え、公正かつ誠実に、職務を行わなければなりません。</u></p> <p>2 前項の場合において、議員は、市民との対話等を積極的に行い、市民の多様な意見並びに地域及び社会の課題の把握に努めなければなりません。</p>
<p>【考え方・解説】</p> <p>第10条では、議会を構成する議員の責務を定めています。</p> <p>【第1項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 議員は、選挙で選ばれた責任のある者として、第9条に規定する議会の役割及び責務を果たすため、法令等を遵守することはもちろんのこと、研鑽を重ね、政策形成能力など議員として必要な能力の一層の向上を図り、常に市民全体の利益を考えて職務を行わなければなりません。 ○ 「市民全体の利益を勘案し」とは、どのようにしたら全ての市民にとって、幸せを実感できるような豊かで暮らしやすいまちにすることができるのか、という観点から考えることをいいます。 <p>【第2項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 第1項における議員の責務を果たすため、議員は、自らの考えを明確にし、諸事情により意見や要望を発信することが難しい市民も含めて多様な市民の意見を聴くなどして課題の把握に努めることが求められます。 <p>○ また、さいたま市議会基本条例に、議員の活動について規定されていますが、その具体化に向けた仕組みを、議員と市民が協力してつくりあげていくことが大切です。</p>	<p>【考え方・解説】</p> <p>第10条では、議会を構成する議員の責務を定めています。</p> <p>【第1項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 議員は、選挙で選ばれた責任のある者として、第9条に規定する議会の役割及び責務を果たすため、法令等を遵守することはもちろんのこと、研鑽を重ね、政策形成能力など議員として必要な能力の一層の向上を図り、常に市民全体の利益を考えて職務を行わなければなりません。 ○ 「市民全体の利益を考え」とは、どのようにしたら全ての市民にとって、幸せを実感できるような豊かで暮らしやすいまちにすることができるのか、という観点から考えることをいいます。 <p>【第2項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 第1項における議員の責務を果たすため、議員は、自らの考えを明確にし、諸事情により意見や要望を発信することが難しい市民も含めて多様な市民の意見を聴くなどして課題の把握に努めることが求められます。 <p>○ また、さいたま市議会基本条例に、議員の活動について規定されていますが、その具体化に向けた仕組みを、議員と市民が協力してつくりあげていくことが大切です。</p>

最終報告（たたき台）修正案	最終報告（案）
<p>第2章 市民自治を担う各主体の責務等</p> <p>第3節 執行機関及び職員の責務等</p> <p>（市長その他の執行機関の役割及び責務）</p> <p>第11条 市長その他の執行機関は、豊かで暮らしやすいまちをつくるため、法令等を遵守するとともに、公正かつ誠実に市政を運営しなければなりません。</p> <p>2 市長その他の執行機関は、前項に規定する役割を果たし、市民自治を確立するため、次のことに努めなければなりません。</p> <p>（1）市民との情報共有のための取組の推進により、市民に開かれた市政の実現を図ること。</p> <p>（2）市民の多様な意見を把握し、市政に反映すること。</p> <p>（3）地域及び社会の課題を把握し、解決を図ること。</p> <p>（4）市民参加及び市民との協働を推進すること。</p> <p>（5）市政の各分野にわたる課題の解決のため、関係部署又は関係機関の相互の連携及び調整を図り、総合的な取組を推進すること。</p> <p>3 市長は、前2項に規定するもののほか、次のことに努めなければなりません。</p> <p>（1）<u>市</u>の将来を展望して市政における構想を明示し、リーダーシップを発揮して、その実現を図ること。</p> <p>（2）財政の健全性を確保すること。</p>	<p>第2章 市民自治を担う各主体の責務等</p> <p>第3節 執行機関及び職員の責務等</p> <p>（市長その他の執行機関の役割及び責務）</p> <p>第11条 市長その他の執行機関は、豊かで暮らしやすいまちをつくるため、法令等を遵守するとともに、公正かつ誠実に市政を運営しなければなりません。</p> <p>2 市長その他の執行機関は、前項に規定する役割を果たし、市民自治を確立するため、次のことに努めなければなりません。</p> <p>（1）市民との情報共有のための取組の推進により、市民に開かれた市政の実現を図ること。</p> <p>（2）市民の多様な意見を把握し、市政に反映すること。</p> <p>（3）地域及び社会の課題を把握し、解決を図ること。</p> <p>（4）市民参加及び市民との協働を推進すること。</p> <p>（5）市政の各分野にわたる課題の解決のため、関係部署又は関係機関の相互の連携及び調整を図り、総合的な取組を推進すること。</p> <p>3 市長は、前2項に規定するもののほか、次のことに努めなければなりません。</p> <p>（1）<u>さいたま市</u>の将来を展望して市政における構想を明示し、リーダーシップを発揮して、その実現を図ること。</p> <p>（2）財政の健全性を確保すること。</p>
<p>【考え方・解説】</p> <p>第11条は、市長その他の執行機関の役割及び責務を定めています。</p> <p>○ 市長を除く執行機関としては、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会などがあり、一般的に「行政委員会」と呼ばれています。執行機関は、それぞれが独立した権限を持っている重要な機関であることから、役割及び責務を規定することが必要と考えたものです。</p> <p>[第1項]</p> <p>○ 市長その他の執行機関は、法令等を遵守することはもちろんのこと、それぞれの権限において、責任を持って、公正かつ誠実に市政を運営することが求められます。</p> <p>[第2項]</p> <p>○ 市長その他の執行機関は、市民自治を確立するため、第1号から第5号までに掲げることに努めることが大切です。</p> <p>（第1号から第4号まで）</p> <ul style="list-style-type: none"> 現在でも市長への提案制度など市政への市民参加の取組が行われていますが、市民自治を確立し、将来にわたり発展させていくためには、市民との情報共有を推進し、公正で透明性のある市民に開かれた市政の実現を図ること（第1号）、市民の多様な意見を把握し、市政に反映すること（第2号）、諸課題を把握し、解決を図ること（第3号）、かつ、市民参加及び市民との協働を推進すること（第4号）、これらをしっかりと行う必要があり、そのために定めるものです。 <p>（第5号）</p> <ul style="list-style-type: none"> 効果的、効率的な市政運営のため、各分野にわたる課題に対しては、各部署（市役所内の組織）や関係機関（警察署など外部の機関）が縦割りで取り組むのではなく、総合的な取組が求められます。市長をはじめとする執行機関は、積極的に関係部署や関係機関との連携、調整を図り、総合的な取組を推進する必要があり、そのために定めるものです。 <p>[第3項]</p> <p>○ 第3項は、本条で定める市長その他の執行機関の役割及び責務のうち、<u>市</u>の代表である市長のみに関するものを</p>	<p>【考え方・解説】</p> <p>第11条は、市長その他の執行機関の役割及び責務を定めています。</p> <p>○ 市長を除く執行機関としては、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会などがあり、一般的に「行政委員会」と呼ばれています。執行機関は、それぞれが独立した権限を持っている重要な機関であることから、役割及び責務を規定することが必要と考えたものです。</p> <p>[第1項]</p> <p>○ 市長その他の執行機関は、法令等を遵守することはもちろんのこと、それぞれの権限において、責任を持って、公正かつ誠実に市政を運営することが求められます。</p> <p>[第2項]</p> <p>○ 市長その他の執行機関は、市民自治を確立するため、第1号から第5号までに掲げることに努めることが大切です。</p> <p>（第1号から第4号まで）</p> <ul style="list-style-type: none"> 現在でも市長への提案制度など市政への市民参加の取組が行われていますが、市民自治を確立し、将来にわたり発展させていくためには、市民との情報共有を推進し、公正で透明性のある市民に開かれた市政の実現を図ること（第1号）、市民の多様な意見を把握し、市政に反映すること（第2号）、諸課題を把握し、解決を図ること（第3号）、かつ、市民参加及び市民との協働を推進すること（第4号）、これらをしっかりと行う必要があり、そのために定めるものです。 <p>（第5号）</p> <ul style="list-style-type: none"> 効果的、効率的な市政運営のため、各分野にわたる課題に対しては、各部署（市役所内の組織）や関係機関（警察署など外部の機関）が縦割りで取り組むのではなく、総合的な取組が求められます。市長をはじめとする執行機関は、積極的に関係部署や関係機関との連携、調整を図り、総合的な取組を推進する必要があり、そのために定めるものです。 <p>[第3項]</p> <p>○ 第3項は、本条で定める市長その他の執行機関の役割及び責務のうち、<u>さいたま市</u>の代表である市長のみに関するものを</p>

<p>定めています。</p> <p>(第1号)</p> <ul style="list-style-type: none"> 市長には、将来の展望を踏まえて明確な構想を示し、これを実現するためのリーダーシップの発揮が求められます。 <p>(第2号)</p> <ul style="list-style-type: none"> 昨今の社会経済情勢及び今後の見通しを考えると、財政の健全性の確保は豊かで暮らしやすいまちをつくっていくための基盤となる非常に重要なものであり、市長の役割及び責務として定めるものです。また、地方自治法の規定により、予算を定めることの議決は議会の権限ですが、予算の調製（予算を編成する一切の行為）権及び予算の執行権は市長に専属し、議会や他の執行機関はこれらを有しないとされています。 	<p>るものを定めています。</p> <p>(第1号)</p> <ul style="list-style-type: none"> 市長には、将来の展望を踏まえて明確な構想を示し、これを実現するためのリーダーシップの発揮が求められます。 <p>(第2号)</p> <ul style="list-style-type: none"> 昨今の社会経済情勢及び今後の見通しを考えると、財政の健全性の確保は豊かで暮らしやすいまちをつくっていくための基盤となる非常に重要なものであり、市長の役割及び責務として定めるものです。また、地方自治法の規定により、予算を定めることの議決は議会の権限ですが、予算の調製（予算を編成する一切の行為）権及び予算の執行権は市長に専属し、議会や他の執行機関はこれらを有しないとされています。
最終報告（たたき台）修正案	最終報告（案）
<p>(職員の責務)</p> <p>第12条 職員は、法令等を遵守するとともに、公正かつ誠実に職務を遂行しなければなりません。</p> <p>2 職員は、市民とともに市民自治を担う立場であることを自覚し、市民の信頼及び期待にこたえることができるよう、次のことに努めなければなりません。</p> <p>(1) 市民と積極的に対話すること等により、市民の多様な意見並びに地域及び社会の課題を把握すること。</p> <p>(2) 市民とともに、課題解決のための方策を探求すること。</p> <p>(3) 常に職務に必要な知識及び技能を修得し、能力を向上させること。</p>	<p>(職員の責務)</p> <p>第12条</p> <p style="text-align: right;">修正なし</p>
<p>【考え方・解説】</p> <p>第12条は、議会や市長その他の執行機関を補助する者である職員の責務を定めています。</p> <p>[第1項]</p> <p>○ 職員は、議会や市長その他の執行機関を補助する者として、職務を遂行しますが、自らの言動が市民にとっては市を代表しているものであること及び市が様々な公権力を持っていることを十分に認識して、法令等を遵守し、全体の奉仕者として適正に職務を遂行するとともに、市民に誠実に対応しなければなりません。</p> <p>[第2項]</p> <p>○ 職員は、市政の運営に携わり、市民自治を担う立場であることを自覚し、市民の信頼及び期待にこたえることができるよう、第1号から第3号までに掲げることに努める必要があります。</p> <p>(第1号)</p> <ul style="list-style-type: none"> まずは職員が自ら市民との対話など様々な方法により情報収集を行い、市民の意見及び諸課題の把握に努めることが大切です。職員には、諸事情により意見や要望を発信することが難しい市民もいることを視野に入れつつ、幅広く市民の意見や要望を汲み取り、それをいかに市政に反映させるか、創意工夫が求められます。 <p>(第2号)</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民自治の確立のためには、市民も職員も自ら考え、行動することができるように成長し続けることが大切です。職員は、難しい課題であったとしても、市民の立場に立って解決のための最良の方策を市民とともに考える努力が求められます。 「課題解決のための方策」には、市民参加や市民との協働などによるものが考えられます。 <p>(第3号)</p> <ul style="list-style-type: none"> 職員に求められる能力としては、職務を適正に遂行する能力のほか、地方分権時代における政策形成能力や法務能力、区や地域の役割が重要となる中での市民の要望等に対して誠実に対応するコミュニケーション能力、市民自治の確立を目指し、様々な市民のまちづくりの取組を調整し、まとめていくコーディネート能力などが今後一層重要となると考えます。 	<p>【考え方・解説】</p> <p style="text-align: right;">修正なし</p>

最終報告（たたき台）修正案	最終報告（案）
<p>第3章 市民と市がともに進めるまちづくり</p> <p>第1節 情報共有の推進</p> <p>（情報共有）</p> <p>第13条 市民及び市は、まちづくりに関する情報を積極的に発信し合い、共有に努めるものとします。</p> <p>2 市は、前項に規定する情報共有のための仕組みの充実に努めなければなりません。</p>	<p>第3章 市民と市がともに進めるまちづくり</p> <p>第1節 情報共有の推進</p> <p>（情報共有）</p> <p>第13条</p> <p style="text-align: right;">修正なし</p>
<p>【考え方・解説】</p> <p>第13条は、まちづくりに必要な情報の共有について定めています。</p> <p>【第1項】</p> <p>○ 市民がまちづくりに関心を持ち、市民自治の確立に向けて活発な活動を行っていくとともに、市が市民のための市政を推進していくためには、市民、議会及び市長その他の執行機関が、市政や市民生活における課題、各々の様々な取組など、まちづくりに関する情報を共有することが必要です。</p> <p>【第2項】</p> <p>○ 議会及び市長その他の執行機関には、情報共有を推進するための場や機会の充実が求められます。特に、市民同士の情報共有を推進していくためには、お互いに情報交換できる「場」が必要と考えます。</p>	<p>【考え方・解説】</p> <p style="text-align: right;">修正なし</p>
最終報告（たたき台）修正案	最終報告（案）
<p>（情報公開の総合的な推進）</p> <p>第14条 市は、市民の知る権利を尊重し、説明責任を果たすため、情報提供及び情報開示による情報公開の総合的な推進に取り組まなければなりません。</p> <p>2 市は、市政に関する情報を、正確に分かりやすく、迅速かつ積極的に、市民に提供するよう努めるとともに、市政に関する重要な情報の公表について、制度化を図らなければなりません。</p> <p>3 市は、その保有する情報に関する開示請求に対し、さいたま市情報公開条例（平成13年さいたま市条例第17号）その他の法令等に基づき、適正に対応しなければなりません。</p>	<p>（情報公開の総合的な推進）</p> <p>第14条</p> <p style="text-align: right;">修正なし</p>
<p>【考え方・解説】</p> <p>第14条では、前条に定める情報共有を具体的に推進するために、議会及び市長その他の執行機関が行う情報提供や情報開示による情報公開について定めています。</p> <p>【第1項】</p> <p>○ 「情報提供」とは、議会や市長その他の執行機関が、その保有する情報を情報開示請求によらず、自主的に外部に提供することをいいます。また、「情報開示」とは、情報開示請求により、議会及び市長その他の執行機関が情報を開示することをいいます。</p> <p>○ 議会及び市長その他の執行機関は、市民の知る権利を尊重し、市政に関する説明責任を全うするため、情報提供の充実及び適正な情報開示による情報公開の総合的な推進に取り組まなければなりません。</p> <p>【第2項】</p> <p>○ 議会及び市長その他の執行機関には、情報開示請求を待つのではなく、市政に関する情報を正確に分かりやすく、迅速かつ積極的に市民に提供していくことが求められます。また、市政運営の基本となる政策に関する情報や市民生活の安全、安心に密接に係る情報など重要な情報については、さいたま市情報公開条例に公表を義務付ける</p>	<p>【考え方・解説】</p> <p style="text-align: right;">修正なし</p>

<p>規定を置くなど、制度化を図らなければなりません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 特に、市の政策形成の過程を透明化し、会議の公開など様々な方法を活用して、政策形成過程の早期からの情報提供に取り組まなければなりません。そうすることにより、市民は、自分の住んでいる地域のことのみならず、市全体における現状、課題及びその解決方法等に関心を持ち、考えることができます。 ○ 議会及び市長その他の執行機関は、不祥事や危機（第25条参照）に関する情報を隠ぺいしてはなりません。 <p>【第3項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 公正で透明な開かれた市政の発展を目指すため、議会、市長その他の執行機関は、情報開示請求があったときには、さいたま市情報公開条例その他の法令等に基づき、適正に対応しなければなりません。 	
最終報告（たたき台）修正案	最終報告（案）
<p>（個人情報の保護）</p> <p>第15条 市は、個人の権利利益を保護するため、個人情報の取扱いについて、さいたま市個人情報保護条例（平成13年さいたま市条例第18号）その他の法令等に基づき、適正に行わなければなりません。</p> <p>2 市は、危機（第25条第1項に規定する危機をいう。）への対応など市民生活の安全及び安心を守るため<u>その他公益上</u>特に必要がある場合には、個人情報であっても、目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により、市民に提供するよう努めなければなりません。</p>	<p>（個人情報の保護）</p> <p>第15条 市は、個人の権利利益を保護するため、個人情報の取扱いについて、さいたま市個人情報保護条例（平成13年さいたま市条例第18号）その他の法令等に基づき、適正に行わなければなりません。</p> <p>2 市は、危機（第25条第1項に規定する危機をいう。）への対応など市民生活の安全及び安心を守るため特に必要がある場合には、個人情報であっても、目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により、市民に提供するよう努めなければなりません。</p>
<p>【考え方・解説】</p> <p>第15条は、個人情報の保護について定めています。</p> <p>【第1項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 議会、市長その他の執行機関は、市民の権利利益を保護するため、個人情報の収集、管理、利用、提供などその取扱いについては、さいたま市個人情報保護条例その他の法令等に基づき、適正に行わなければなりません。 <p>【第2項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 一方で、災害時の対応など<u>公益上</u>特に必要がある場合における、個人情報の外部への提供については、さいたま市個人情報保護条例等の範囲内で、積極的な取組が望まれます。 	<p>【考え方・解説】</p> <p>第15条は、個人情報の保護について定めています。</p> <p>【第1項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 議会、市長その他の執行機関は、市民の権利利益を保護するため、個人情報の収集、管理、利用、提供などその取扱いについては、さいたま市個人情報保護条例その他の法令等に基づき、適正に行わなければなりません。 <p>【第2項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 一方で、災害時の対応など<u>市民生活の安全及び安心を守るため</u>特に必要がある場合における、個人情報の外部への提供については、さいたま市個人情報保護条例等の範囲内で、積極的な取組が望まれます。 ○ <u>市から個人情報の外部提供を受けた市民は、さいたま市個人情報保護条例を遵守し、他人の権利利益を害することのないよう、その情報を適切に管理するとともに、取扱いに十分注意しなければなりません。</u> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p><参考>さいたま市個人情報保護条例 <u>（市民の責務）</u> 第4条 市民は、個人情報の保護の重要性を認識し、自己の個人情報の適正な管理に努めるとともに、他人の個人情報の取扱いに当たっては、他人の権利利益を害することのないよう努めなければならない。</p> </div>

最終報告（たたき台）修正案	最終報告（案）
<p>第3章 市民と市がともに進めるまちづくり</p> <p>第2節 市民参加及び協働の推進</p> <p>（市民参加の推進）</p> <p>第16条 市は、市民の意見を市政に反映するため、市民参加の推進に取り組まなければならない。</p> <p>2 市民の誰もが容易に市政に参加できるようにするため、市は、政策の検討を行う審議会等の委員の公募、政策に関する意見募集その他の制度及び機会の充実に努めなければならない。</p> <p>3 市は、市民参加による政策の形成、実施、評価等を行った結果及び市政への反映状況を適宜公表するものとします。</p> <p>【修正案】</p> <p>（市政への市民の参加）</p> <p>第16条 市民は、<u>自らの意見を市政に反映させるため</u>、政策の形成、実施及び評価の過程など市政に参加することができます。</p> <p>2 市民の誰もが容易に市政に参加できるようにするため、市は、政策の検討を行う審議会等の委員の公募、政策に関する意見募集その他の制度及び機会の充実に努めなければならない。</p> <p>3 市は、市民参加による政策の形成、実施、評価等を行った結果及び市政への反映状況を適宜公表するものとします。</p>	<p>第3章 市民と市がともに進めるまちづくり</p> <p>第2節 市民参加及び協働の推進</p> <p>（市民参加の推進）</p> <p><u>第16条 市民は、市政に市民の意見を反映させるため、政策の形成、実施及び評価の過程など市政に参加することができます。</u></p> <p>2 市民の誰もが容易に市政に参加できるようにするため、市は、政策の検討を行う審議会等の委員の公募、政策に関する意見募集その他の制度及び機会の充実に努めなければならない。</p> <p>3 市は、市民参加による政策の形成、実施、評価等を行った結果及び市政への反映状況を適宜公表するものとします。</p>
<p>【考え方・解説】</p> <p>第16条では、市民参加の推進に関して、目的及び市が行うべきことについて定めています。</p> <p>○ 「市民参加」とは、市民が主体的に政策の形成、実施及び評価の過程など市政に関わることをいい（第2条第8号）、例えば、市役所の窓口において、若しくは電話や手紙により、またはアンケートやパブリック・コメント、住民説明会等の機会を通じて、意見を述べ、提案することのほか、審議会等の委員となること、市の事業において職員と一緒に活動することなどが該当します。</p> <p>○ ただし、市の意思決定や判断に関しては、二元代表制に基づき議会と市長が責任を持って行うことが基本です。</p> <p>【第1項】</p> <p>○ 市では、これまでも、審議会等（市長の諮問に応じて審議、審査等を行うため、または市民、有識者等の意見を聴き、市政に反映させることを主な目的として設置する協議会、懇談会、懇話会、研究会等をいいます。）やパブリック・コメント、オープン議会などを実施しており、多くの市民が参加しています。</p> <p>○ しかし、少子高齢化、財政危機、環境問題等、将来にも影響を与える課題が累積している中、これらの課題を解決し、豊かで暮らしやすいまちをつかっていくためには、今後は、これまで以上に多くの市民が市政に参加できるようにしていくことが求められます。</p> <p>【第2項】</p> <p>○ <u>より多くの市民が市政に参加できるようにするために</u>、議会や市長その他の執行機関には、市民参加の制度や機会について、新たな制度等の検討も含め、充実に努めていくことが求められます。</p> <p>○ 市の重要な政策等の検討を行う審議会等については、多様な市民の参加を推進するため、会議の開催日時や会場等の配慮や、委員の公募などを積極的に行うことが必要です。</p> <p>○ さらに、市民が市政に参加しやすいような工夫が重要です。市民に分かりやすく参加の制度等を発信し、自由に気軽に参加できるような工夫に努めることが、市民参加の活性化につながります。</p>	<p>【考え方・解説】</p> <p>第16条では、市民参加の推進に関して、目的及び市が行うべきことについて定めています。</p> <p>○ 「市民参加」とは、市民が主体的に政策の形成、実施及び評価の過程など市政に関わることをいい（第2条第8号）、例えば、市役所の窓口において、若しくは電話や手紙により、またはアンケートやパブリック・コメント、住民説明会等の機会を通じて、意見を述べ、提案することのほか、審議会等の委員となること、市の事業において職員と一緒に活動することなどが該当します。</p> <p>○ ただし、市の意思決定や判断に関しては、二元代表制に基づき議会と市長が責任を持って行うことが基本です。</p> <p>【第1項】</p> <p>○ <u>豊かで暮らしやすいまちをつくるためには、市民が市政に様々な形で関わり、市民の意思に基づく市政が行われることが必要であり、そのために第5条（市民の権利）第3号の規定のとおり、市民の市政に参加する権利を定めるものです。</u></p> <p>【第2項】</p> <p>○ 市では、これまでも、審議会等（市長の諮問に応じて審議、審査等を行うため、または市民、有識者等の意見を聴き、市政に反映させることを主な目的として設置する協議会、懇談会、懇話会、研究会等をいいます。）やパブリック・コメント、オープン議会などを実施しており、多くの市民が参加しています。</p> <p>○ しかし、少子高齢化、財政危機、環境問題等、将来にも影響を与える課題が累積している中、これらの課題を解決し、豊かで暮らしやすいまちをつかっていくためには、今後は、これまで以上に多くの市民が市政に参加できるようにしていくことが求められます。</p> <p>【第2項】</p> <p>○ <u>そのために</u>、議会や市長その他の執行機関には、市民参加の制度や機会について、新たな制度等の検討も含め、充実に努めていくことが求められます。</p> <p>○ 市の重要な政策等の検討を行う審議会等については、多様な市民の参加を推進するため、会議の開催日時や会場等の配慮や、委員の公募などを積極的に行うことが必要です。</p> <p>○ さらに、<u>時間的、身体的、精神的に市政に参加しにくい市民（例えば、市民の健康づくりの会議に、健康づくりに取り組みにくい障がい者やつききりで介護をしている家族など）を含めて</u>、市民が市政に参加しやすいような工夫が重要です。市民に分かりやすく参加の制度等を発信し、自由に気軽に参加できるような工夫に努めることが、</p>

【第3項】

- 議会及び市長その他の執行機関は、市民参加により政策の形成、実施、及び評価等を行った結果について、また、それがどのように市政に反映され、活用されているのか、若しくはどのような理由で市政に反映できなかったのかなどを、適宜公表しなければなりません。それを受けて、参加した市民は次の機会でも参加することを考え、それが継続的な参加、ひいては市民自治の確立につながるものと考えます。

市民参加の活性化につながります。

【第3項】

- 議会及び市長その他の執行機関は、市民参加により政策の形成、実施、及び評価等を行った結果について、また、それがどのように市政に反映され、活用されているのか、若しくはどのような理由で市政に反映できなかったのかなどを、適宜公表しなければなりません。それを受けて、参加した市民は次の機会でも参加することを考え、それが継続的な参加、ひいては市民自治の確立につながるものと考えます。

最終報告（たたき台）修正案	最終報告（案）
<p>（協働の推進）</p> <p>第17条 市民及び市は、豊かで暮らしやすいまちをつくるため、次に掲げる原則に基づき、協働の推進に努めるものとします。</p> <p>（1）目的及び目標を共有すること。</p> <p>（2）互いの立場又は特性を尊重し、対等な立場で協力し合うこと。</p> <p>（3）それぞれの役割及び責任を明確にすること。</p> <p>（4）公平性、公正性及び透明性を確保すること。</p> <p>2 市民及び市は、各々から協働の提案があった場合で、それが地域又は社会における共通の目的の実現及び共通の課題の解決に向けて必要と認めるときは、協働の実現に努めるものとします。</p> <p>3 市民は、豊かで暮らしやすいまちをつくるために、協働に関する理解を深め、自らできることを考え、できる範囲で協働による事業に協力するよう努めるものとします。</p> <p>4 市は、市民との協働を推進するため、協働に関する理解を深める機会の提供、市民の主体的かつ公益的な活動の支援、協働に関する協議の場の設定等を行うものとします。</p>	<p>（協働の推進）</p> <p>第17条 市民及び市は、豊かで暮らしやすいまちをつくるため、次に掲げる原則に基づき、協働の推進に努めるものとします。</p> <p>（1）目的及び目標を共有すること。</p> <p>（2）互いの立場又は特性を尊重し、対等な立場で協力し合うこと。</p> <p>（3）それぞれの役割及び責任を明確にすること。</p> <p>（4）公平性、公正性及び透明性を確保すること。</p> <p>2 市民及び市は、各々から協働の提案があった場合で、それが地域又は社会における共通の目的の実現及び共通の課題の解決に向けて必要と認めるときは、協働の実現に努めるものとします。</p> <p>3 市民は、豊かで暮らしやすいまちをつくるために、協働に関する理解を深め、自らできることを考え、できる範囲で協働による事業に協力するよう努めるものとします。</p> <p>4 市は、市民との協働を推進するため、協働に関する理解を深める機会の提供、市民の主体的かつ公益的な活動の支援、協働に関する協議の場の設定等を行うものとします。</p>
<p>【考え方・解説】</p> <p>第17条では、協働の推進に関して、その基本原則、どのようなときに協働するのか、市民及び市が行うべきことについて定めています。</p> <p>○ 「協働」とは、市民及び市が、地域又は社会における共通の目的の実現及び共通の課題の解決に向けて、対等な立場で連携を図りながら協力して事業を行うことをいい（第2条第9号）、その意義は、得意分野を生かし合い、または弱点を補い合い、その相乗効果によって、より良い効果を生み出すことにあると考えます。</p> <p>○ また、協働することで、新たな課題が見つかることがあり、その視点も大切と考えます。</p> <p>○ 市民、議会及び市長その他の執行機関は、協働の実践によって協働のあり方を考えていくことが必要です。</p> <p>【第1項】</p> <p>○ 協働の基本原則を定めています。</p> <p>（第1号）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 協働に当たっては、目的及び目標の共有が前提となります。 <p>（第2号）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 協働に当たっては、その当事者同士の相互理解と信頼関係が大切です。そのため、お互いの立場や特性を尊重し、対等の立場で協力し合うことが求められます。 ・ 「対等な立場」とは、各々の自立性を認め合い、一方的に命令等されることなく、合意に基づき、役割分担や責任を明確にして取り組む関係をいいます。特に、市民の自主性と自立性が損なわれてはなりません。 <p>（第3号）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 協働に当たっては、その当事者同士が対等な立場であることの前提として、各々の役割分担や責任を明確にして、取り組む必要があります。 <p>（第4号）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 協働に当たっては、機会の公平性を担保し、地域または社会全体の利益という観点から公正に行われなければならない。また、当事者双方がともに説明責任を果たしていくことが必要です。 <p>【第2項】</p> <p>○ 市民、議会、市長その他の執行機関は、市民から議会若しくは市長その他の執行機関に対し、又は議会若しくは市長その他の執行機関から市民に対して協働の提案があった場合で、それが共通の目的の実現及び共通の課題の解決のために効果的であるなど、協議を十分に行った上で必要と認めるときは、協働の実現に努めるものとします。</p>	<p>【考え方・解説】</p> <p>第17条では、協働の推進に関して、その基本原則、どのようなときに協働するのか、市民及び市が行うべきことについて定めています。</p> <p>○ 「協働」とは、市民及び市が、地域又は社会における共通の目的の実現及び共通の課題の解決に向けて、対等な立場で連携を図りながら協力して事業を行うことをいい（第2条第9号）、その意義は、得意分野を生かし合い、または弱点を補い合い、その相乗効果によって、より良い効果を生み出すことにあると考えます。</p> <p>○ また、協働することで、新たな課題が見つかることがあり、その視点も大切と考えます。</p> <p>○ 市民、議会及び市長その他の執行機関は、協働の実践によって協働のあり方を考えていくことが必要です。</p> <p>【第1項】</p> <p>○ 協働の基本原則を定めています。</p> <p>（第1号）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 協働に当たっては、目的及び目標の共有が前提となります。 <p>（第2号）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 協働に当たっては、その当事者同士の相互理解と信頼関係が大切です。そのため、お互いの立場や特性を尊重し、対等の立場で協力し合うことが求められます。 ・ 「対等な立場」とは、各々の自立性を認め合い、一方的に命令等されることなく、合意に基づき、役割分担や責任を明確にして取り組む関係をいいます。特に、市民の自主性と自立性が損なわれてはなりません。 <p>（第3号）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 協働に当たっては、その当事者同士が対等な立場であることの前提として、各々の役割分担や責任を明確にして、取り組む必要があります。 <p>（第4号）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 協働に当たっては、機会の公平性を担保し、地域又は社会全体の利益という観点から公正に行われなければならない。また、当事者双方がともに説明責任を果たしていくことが必要です。 <p>【第2項】</p> <p>○ 市民、議会、市長その他の執行機関は、市民から議会若しくは市長その他の執行機関に対し、又は議会若しくは市長その他の執行機関から市民に対して協働の提案があった場合で、それが共通の目的の実現及び共通の課題の解決のために効果的であるなど、協議を十分に行った上で必要と認めるときは、協働の実現に努めるものとします。</p>

なお、議会及び市長その他の執行機関には、市民からの協働提案に対する検討結果の回答など誠実な対応が求められます。

- 協働の中でも、議会との連携・協力による事業については想像しにくいかもしれませんが、例えば、議会の委員会が特定分野に詳しい個人や団体とともに調査研究を行うことなどが考えられます。

[第3項]

- 市民は、豊かで暮らしやすいまちをつくるために、協働に関する理解を深めていくことが大切です。協働による事業に主体的に取り組むことができなくても、その事業への関わり方を考え、可能な範囲で協力することが望まれます。

[第4項]

- 議会及び市長その他の執行機関は、多くの市民が協働に取り組むことができるよう、協働に関する理解を深める機会の提供や市民の主体的かつ公益的な活動の支援を行うとともに、協働の提案または協働による事業の推進について協議する場を設けることなどを通じて、市民との協働の推進を図ることが必要です。
- なお、「協議の場」については、市民が自由に集い、まちづくりに関する情報交換等を行う開かれた場とすることも検討が必要と考えます。
- その他、協働を推進するために、例えば次のような取組も必要と考えます。
 - * 地域課題の解決を図るための協働プロジェクトチーム（市民、議員、職員などから選出）の設置
 - * 民間組織相互の協働（民民協働）に必要な情報の収集・提供、相談・研修等の機会の確保
 - * 市民（例えば個人、公益的活動団体、事業者、大学等）が交流し、連携する機会の提供
 - * 協働に関する基準と手続の明確化など協働の仕組みづくり

なお、議会及び市長その他の執行機関には、市民からの協働提案に対する検討結果の回答など誠実な対応が求められます。

- 協働の中でも、議会との連携・協力による事業については想像しにくいかもしれませんが、例えば、議会の委員会が特定分野に詳しい個人や団体とともに調査研究を行うことなどが考えられます。

[第3項]

- 市民は、豊かで暮らしやすいまちをつくるために、協働に関する理解を深めていくことが大切です。協働による事業に主体的に取り組むことができなくても、その事業への関わり方を考え、可能な範囲で協力することが望まれます。

[第4項]

- 議会及び市長その他の執行機関は、多くの市民が協働に取り組むことができるよう、協働に関する理解を深める機会の提供や市民の主体的かつ公益的な活動の支援を行うとともに、協働の提案または協働による事業の推進について協議する場を設けることなどを通じて、市民との協働の推進を図ることが必要です。
- なお、「協議の場」については、市民が自由に集い、まちづくりに関する情報交換等を行う開かれた場とすることも検討が必要と考えます。
- その他、協働を推進するために、例えば次のような取組も必要と考えます。
 - * 地域課題の解決を図るための協働プロジェクトチーム（市民、議員、職員などから選出）の設置
 - * 民間組織相互の協働（民民協働）に必要な情報の収集・提供、相談・研修等の機会の確保
 - * 市民（例えば個人、公益的活動団体、事業者、大学等）が交流し、連携する機会の提供
 - * 協働に関する基準と手続の明確化など協働の仕組みづくり

最終報告（たたき台）修正案	最終報告（案）
<p>（市民の意見への応答義務）</p> <p>第18条 市は、市政に対する要望、提案など市民の意見を誠実に受け止め、豊かで暮らしやすいまちの実現に寄与するものについては、速やかに市政に反映させるものとします。</p> <p>2 市は、市政に対する要望、提案など市民の意見への対応方針又は対応結果について、速やかに回答するものとし、かつ、公表するよう努めるものとします。</p>	<p>（市民の意見への応答義務）</p> <p>第18条 市は、市政に対する要望、提案など市民の意見を誠実に受け止め、豊かで暮らしやすいまちの実現に寄与するものについては、速やかに市政に反映させるものとします。</p> <p>2 市は、市政に対する要望、提案など市民の意見への対応方針又は対応結果について、速やかに回答するものとし、かつ、公表するよう努めるものとします。</p>
<p>【考え方・解説】</p> <p>第18条は、議会及び市長その他の執行機関の、市民の市政に対する要望や提案などの意見への応答義務について定めています。</p> <p>【第1項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 議会や市長その他の執行機関は、市民からの要望や提案などの意見に対して誠実に耳を傾け、法律上、財政上、技術上可能かどうか、といった観点から検討し、実現可能で、豊かで暮らしやすいまちの実現のため効果的なものについては、速やかに市政に反映するようにしなければなりません。 <p>【第2項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 議会及び市長その他の執行機関は、すぐに結論が出せない、実現が不可能といったことも含めて、意見への対応方針や対応結果を速やかに、市民に回答することが求められます。 ○ なお、既に市として結論が出ている案件については、そのことについて丁寧に説明することになりますが、再検討を妨げるものではありません。 ○ また、市民の意見については、窓口、電話、文書など様々な方法で膨大な数の意見が寄せられていると考えますが、市民との情報共有のため、実務上可能な限り、意見の内容や対応について公表に努めることが必要です。 ○ なお、市民自治の確立のためには、意見を述べる市民、それを受け止める議会や市長その他の執行機関の双方に、責任を持った言動や対応が不可欠です。議会や市長その他の執行機関は、この条で定めていることにしっかりと取り組まなければなりません。市民にも、自分が住んでいる、または活動している<u>市</u>のために何が出来るかを積極的に考え、自ら行動することが今後一層求められることとなります。 	<p>【考え方・解説】</p> <p>第18条は、議会及び市長その他の執行機関の、市民の市政に対する要望や提案などの意見への応答義務について定めています。</p> <p>【第1項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 議会や市長その他の執行機関は、市民からの要望や提案などの意見に対して誠実に耳を傾け、法律上、財政上、技術上可能かどうか、といった観点から検討し、実現可能で、豊かで暮らしやすいまちの実現のため効果的なものについては、速やかに市政に反映するようにしなければなりません。 <p>【第2項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 議会及び市長その他の執行機関は、すぐに結論が出せない、実現が不可能といったことも含めて、意見への対応方針や対応結果を速やかに、市民に回答することが求められます。 ○ なお、既に市として結論が出ている案件については、そのことについて丁寧に説明することになりますが、再検討を妨げるものではありません。 ○ また、市民の意見については、窓口、電話、文書など様々な方法で膨大な数の意見が寄せられていると考えますが、市民との情報共有のため、実務上可能な限り、意見の内容や対応について公表に努めることが必要です。 ○ なお、市民自治の確立のためには、意見を述べる市民、それを受け止める議会や市長その他の執行機関の双方に、責任を持った言動や対応が不可欠です。議会や市長その他の執行機関は、この条で定めていることにしっかりと取り組まなければなりません。市民にも、自分が住んでいる、または活動している<u>さいたま市</u>のために何が出来るかを積極的に考え、自ら行動することが今後一層求められることとなります。

最終報告（たたき台）修正案	最終報告（案）
<p>（住民投票）</p> <p>第19条 市は、市政に関する重要な案件について住民の意思を確認するため、住民の意向を踏まえ、別に条例で定めるところにより、住民投票を実施することができます。</p> <p>2 市は、住民投票を実施する際は、住民が適切に判断できるよう、必要な情報を公平、公正に、かつ、住民に分かりやすく提供するよう努めなければなりません。</p> <p>3 市は、住民投票の結果を尊重しなければなりません。</p>	<p>（住民投票）</p> <p>第19条 市は、市政に関する重要な案件について住民の意思を確認するため、住民の意向を踏まえ、別に条例で定めるところにより、住民投票を実施することができます。</p> <p>2 市は、住民投票を実施する際は、住民が適切に判断できるよう、必要な情報を公平、公正に、かつ、住民に分かりやすく提供するよう努めなければなりません。</p> <p>3 市は、住民投票の結果を尊重しなければなりません。</p>
<p>【考え方・解説】</p> <p>第19条は、二代表制による間接民主制を補完する役割を持つ住民投票について定めています。</p> <p>〔第1項〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 住民は、市長と議員を選挙により選びますが、白紙委任をしているわけではありません。住民の生命や健康、環境、景観等を著しく害し、または財政的に将来にわたって大きな負担となるなど、住民の生活に大きな影響を与え、かつ、賛否が分かれる問題について、住民の意思を確認するためには、必ずしも選挙によらず、議会及び市長が住民の意向を踏まえた上で住民投票を活用することも重要な選択肢の一つと考えられます。 ○ 住民投票は、その案件に対する賛成または反対の意思を住民が直接示すことのできる方法です。その一方で多数決ではなく様々な意見を尊重して議論することも重要であるため、実施を決定する前に、議会及び市長は、その案件について住民の様々な意見を聴きながら慎重かつ十分な議論を尽くす必要があります。 ○ <u>住民投票の投票権者の範囲については、案件ごとに検討するのが適切と考え、案件ごとに別の条例で定めることとしています。なお、議会及び市長は、投票権者の検討に当たっては、住民投票は市政に関する重要な案件について実施するものであること、実施には多額の費用を要すること、また、外国人参政権に関する様々な意見があること等を踏まえ、住民の様々な意見を聴きながら慎重かつ十分に議論することが必要です。</u> ○ <u>住民投票の住民からの請求についても検討しましたが、請求権者の範囲（年齢や国籍の要件など）について、様々な意見を聴きながら、より専門的な見地から慎重に検討する必要があるとの結論に至りました。なお、地方自治法により、選挙権を有する者は、その総数の50分の1以上の者の連署をもって市長に対し条例の制定改廃の請求をすることができるとされており、これにより、住民のうち選挙権を有する者は、住民投票の実施に関する条例の制定を請求することができます。</u> <p>〔第2項〕</p>	<p>【考え方・解説】</p> <p>第19条は、二代表制による間接民主制を補完する役割を持つ住民投票について定めています。</p> <p>〔第1項〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 住民は、市長と議員を選挙により選びますが、白紙委任をしているわけではありません。住民の生命や健康、環境、景観等を著しく害し、または財政的に将来にわたって大きな負担となるなど、住民の生活に大きな影響を与え、かつ、賛否が分かれる問題について、住民の意思を確認するためには、必ずしも選挙によらず、議会及び市長が住民の意向を踏まえた上で住民投票を活用することも重要な選択肢の一つと考えられます。 ○ 住民投票は、その案件に対する賛成または反対の意思を住民が直接示すことのできる方法です。その一方で多数決ではなく様々な意見を尊重して議論することも重要であるため、実施を決定する前に、議会及び市長は、その案件について住民の様々な意見を聴きながら慎重かつ十分な議論を尽くす必要があります。 ○ <u>検討委員会では、主に次の事項について検討しましたが、社会や世論の動向を踏まえ、様々な意見を聴きながら、専門的な見地から慎重かつ十分に議論することが必要と考え、ここでは住民投票を実施する場合には、別に住民投票に関する条例の制定が必要であることを規定するに留めています。</u> <ul style="list-style-type: none"> <u>（1）別に定める住民投票に関する条例について、</u> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>「常設型」「非常設型」のいずれが適切なのか。</u> ・ <u>「常設型」住民投票条例とは、あらかじめ投票権者や手続等を定めた住民投票条例を制定し、一定の条件を満たした場合には住民投票を実施するものです。例えば住民の一定割合以上の署名による請求があるなど、一定の要件が満たされれば住民投票を実施することになり、スピーディな対応が可能となります。</u> ・ <u>「非常設型」住民投票条例とは、生じた案件ごとに住民投票条例を制定するものです。住民投票の対象案件は市政に関する重要案件であり、選挙で選ばれた市長の判断及び議会の審議・議決を経て実施することになります。</u> <u>（2）住民投票の投票権者の範囲について</u> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>住民投票は市政に関する重要な案件について実施するものであること、実施には多額の費用を要すること、また、外国人参政権に関する様々な意見があること等を踏まえ、住民投票の投票権者を案件によって判断すべきか、または一律に定めるべきか（例えば、公職選挙法で定める選挙権を有する者とするなど）。</u> <u>（3）住民投票実施に係る住民請求について</u> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>住民投票実施に係る住民請求（例えば「住民の〇分の〇以上の連署をもって請求できる」など）について、どのようにすべきか。</u> ・ <u>なお、地方自治法により、選挙権を有する者は、その総数の50分の1以上の者の連署をもって市長に対し条例の制定改廃の請求をすることができるとされており、これにより、住民のうち選挙権を有する者は、住民投票の実施に関する条例の制定を請求することができます。</u> <p>〔第2項〕</p>

- 住民投票を実施する際には、必要な情報を公平、公正に、かつ分かりやすく公表するなど、住民が適切に判断できるよう、十分な周知が重要です。

[第3項]

- 議会及び市長は、住民投票の結果を最大限に尊重しつつ、豊かで暮らしやすいまちをつくるために、自らの責任において判断しなければなりません。

- 住民投票を実施する際には、必要な情報を公平、公正に、かつ分かりやすく公表するなど、住民が適切に判断できるよう、十分な周知が重要です。

[第3項]

- 「市は、住民投票の結果を尊重しなければなりません」とは、議会や市長の権限を侵すもの、つまり、住民投票結果のとおり判断・決定しなければならない、という意味ではありません。
- 議会及び市長は、住民投票の結果を踏まえつつ、豊かで暮らしやすいまちをつくるために、自らの責任において判断・決定しなければなりません。

最終報告（たたき台）修正案	最終報告（案）
<p>第3章 市民と市がともに進めるまちづくり</p> <p>第3節 市民のための市政運営</p> <p>（総合振興計画）</p> <p>第20条 市は、目指すべき市の将来都市像を示し、市政を総合的かつ計画的に運営するための最も基本となる計画（以下、総合振興計画といいます。）を策定しなければなりません。</p> <p>2 市は、総合振興計画の策定及び見直しに当たっては、市民参加により行わなければなりません。</p> <p>3 市は、総合振興計画の実施状況を定期的に確認し、これを公表しなければなりません。なお、公表に当たっては、市民に分かりやすく行うよう努めなければなりません。</p> <p>4 市は、総合振興計画について、社会の変化に柔軟に対応しながら実施するとともに、必要に応じて見直しを行うものとします。</p>	<p>第3章 市民と市がともに進めるまちづくり</p> <p>第3節 市民のための市政運営</p> <p>（総合振興計画）</p> <p>第20条 市は、目指すべきさいたま市の将来都市像を示し、市政を総合的かつ計画的に運営するための最も基本となる計画（以下、総合振興計画といいます。）を策定しなければなりません。</p> <p>2 市は、総合振興計画の策定及び見直しに当たっては、市民参加により行わなければなりません。</p> <p>3 市は、総合振興計画の実施状況を定期的に確認し、これを公表しなければなりません。なお、公表に当たっては、市民に分かりやすく行うよう努めなければなりません。</p> <p>4 市は、総合振興計画について、社会の変化に柔軟に対応しながら実施するとともに、必要に応じて見直しを行うものとします。</p>
<p>【考え方・解説】</p> <p>第20条は、市政運営の最も基本となる計画である総合振興計画の策定等について定めています。</p> <p>○ 総合振興計画とは、長期的な展望に基づいて、目指すべき市の将来都市像を示すとともに、市政を総合的、計画的に運営するために、各分野における計画や事業の指針を明らかにするものです。</p> <p>○ 現在、市では、将来都市像を掲げる「基本構想」を定めているほか、基本構想に基づき各行政分野の施策を総合的、体系的に示す「基本計画」、基本計画に基づき具体的な事業を示す「実施計画」を定めています。</p> <p>[第1項]</p> <p>○ 地方自治法の一部を改正する法律（平成23年法律第35号）（平成23年8月1日施行）により、法律による基本構想の策定の義務付けが廃止されましたが、長期的展望に基づいて市政を総合的、計画的に運営するためには、その核となる総合振興計画の策定が必要と考え、本条例において規定するものです。</p> <p>[第2項]</p> <p>○ 市長は、総合振興計画の策定及び見直しに当たっては、その重要性から、多様な市民意見を反映し、市民の理解を得ることができるよう、市民参加により行わなければなりません。</p> <p>[第3項]</p> <p>○ 市長は、策定後についても、総合振興計画が着実に実施されているか、その状況を定期的に確認し、公表しなければなりません。なお、公表に当たっては、市民に分かりやすく資料を作成するなど、十分に配慮することが必要です。</p> <p>[第4項]</p>	<p>【考え方・解説】</p> <p>第20条は、市政運営の最も基本となる計画である総合振興計画の策定等について定めています。</p> <p>○ 総合振興計画とは、長期的な展望に基づいて、目指すべきさいたま市の将来都市像を示すとともに、市政を総合的、計画的に運営するために、各分野における計画や事業の指針を明らかにするものです。</p> <p>○ 現在、市では、将来都市像を掲げる「基本構想」を定めているほか、基本構想に基づき各行政分野の施策を総合的、体系的に示す「基本計画」、基本計画に基づき具体的な事業を示す「実施計画」を定めています。</p> <p>[第1項]</p> <p>○ 地方自治法の一部を改正する法律（平成23年法律第35号）（平成23年8月1日施行）により、法律による基本構想の策定の義務付けが廃止されましたが、長期的展望に基づいて市政を総合的、計画的に運営するためには、その核となる総合振興計画の策定が必要と考え、本条例において規定するものです。</p> <p>[第2項]</p> <p>○ 市長は、総合振興計画の策定及び見直しに当たっては、その重要性から、多様な市民意見を反映し、市民の理解を得ることができるよう、市民参加により行わなければなりません。</p> <p>○ <u>さいたま市議会の議決すべき事件等に関する条例では、総合振興計画（基本構想及び基本計画）の策定・変更・計画期間満了前の廃止について議会の議決事項とする（第3条第1項）とともに、議会は、社会経済情勢の変化等の理由により、総合振興計画等を変更し、又は計画期間の満了前に廃止する必要があると認めるときは、市長その他の執行機関に対し、意見を述べることができる（第5条）と定められています。</u></p> <p>○ <u>議会としても、これら総合振興計画の議決等に当たっては、総合振興計画の重要性を鑑み、十分にその内容を確認し、議論をする必要があります。</u></p> <p>[第3項]</p> <p>○ 市長は、策定後についても、総合振興計画が着実に実施されているか、その状況を定期的に確認し、公表しなければなりません。なお、公表に当たっては、市民に分かりやすく資料を作成するなど、十分に配慮することが必要です。</p> <p>○ <u>議会としても、総合振興計画の重要性を鑑み、計画が着実に実施されているかを適宜確認していくことが求められます。さいたま市議会の議決すべき事件等に関する条例では、市長は、総合振興計画（基本計画）の実施状況を議会へ報告しなければならないこと、及び議会は、市行政の総合的かつ計画的な推進のために必要があると認めるときは、市長その他の執行機関に対し、総合振興計画（実施計画）の実施状況の報告を求めることができると定められています（第4条）。</u></p> <p>[第4項]</p>

<ul style="list-style-type: none"> ○ 近年の社会の変化はめまぐるしく、総合振興計画といえども、状況に応じた柔軟な対応と見直しが求められます。 ○ ここでの「社会の変化」とは、政治や経済の情勢の変化、少子高齢化、グローバル化など、多様な社会の変化を意味します。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 近年の社会の変化はめまぐるしく、総合振興計画といえども、状況に応じた柔軟な対応と見直しが求められます。 ○ ここでの「社会の変化」とは、政治や経済の情勢の変化、少子高齢化、グローバル化など、多様な社会の変化を意味します。
---	---

最終報告（たたき台）修正案	最終報告（案）
<p>（健全な財政運営）</p> <p>第21条 市は、効果的かつ効率的な市政運営、必要な財源の確保、財産の適切な管理及び運用等により、中長期的な視点から財政の健全性の確保を図らなければなりません。</p> <p>2 市は、財政運営に関する透明性の確保及び市民の理解の促進を図るため、毎年度の予算及び決算その他財政状況に関する情報を市民に分かりやすく公表するよう努めなければなりません。</p> <p>3 市民は、<u>市</u>の財政状況について、自らの、又は、将来世代の生活に関わる問題として関心を持つよう努めるものとします。</p>	<p>（健全な財政運営）</p> <p>第21条 市は、効果的かつ効率的な市政運営、必要な財源の確保、財産の適切な管理及び運用等により、中長期的な視点から財政の健全性の確保を図らなければなりません。</p> <p>2 市は、財政運営に関する透明性の確保及び市民の理解の促進を図るため、毎年度の予算及び決算その他財政状況に関する情報を市民に分かりやすく公表するよう努めなければなりません。</p> <p>3 市民は、<u>さいたま市</u>の財政状況について、自らの、又は、将来世代の生活に関わる問題として関心を持つよう努めるものとします。</p>
<p>【考え方・解説】</p> <p>第21条は、市の健全な財政運営について定めています。</p> <p>○ 長引く経済不況、少子高齢化の進行による人口構造の変化に伴い、行政需要の拡大や税収減など、<u>市</u>の財政は厳しい状況が続くと考えられます。このような状況において、地方公共団体には財政の健全性を確保していく経営能力が問われています。</p> <p>[第1項]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市長は、豊かで暮らしやすいまちを実現するため、また将来世代に過大な負担を強いることのないようにするために、中長期的な視点から健全財政の確保を図らなければなりません。 ○ 議会は、市の意思決定を行う際には、財政の健全性の確保に留意しなければなりません。 <p>[第2項]</p> <p>○ 現在、地方自治法に基づくさいたま市財政状況の公表に関する条例により、財政状況の公表が行われていますが、市長は、単に公表するのではなく、市民が関心を持ち、財政状況の確認ができるよう、市民にとって分かりやすく公表するよう努めなければなりません。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>＜参考＞地方自治法</p> <p>第243条の3 普通地方公共団体の長は、条例の定めるところにより、毎年二回以上歳入歳出予算の執行状況並びに財産、地方債及び一時借入金の現在高その他財政に関する事項を住民に公表しなければならない。</p> </div> <p>[第3項]</p> <p>○ 市民にも、財政運営について中長期的な視点からより積極的に関心を持ち、考える（自分の払っている税金がどのように使われているのか、税金の使われ方は適切か、自らの行動が<u>市</u>の財政にどのような影響を与えるのか、など）ことが求められます。</p>	<p>【考え方・解説】</p> <p>第21条は、市の健全な財政運営について定めています。</p> <p>○ 長引く経済不況、少子高齢化の進行による人口構造の変化に伴い、行政需要の拡大や税収減など、<u>さいたま市</u>の財政は厳しい状況が続くと考えられます。このような状況において、地方公共団体には財政の健全性を確保していく経営能力が問われています。</p> <p>[第1項]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市長は、豊かで暮らしやすいまちを実現するため、また将来世代に過大な負担を強いることのないようにするために、中長期的な視点から健全財政の確保を図らなければなりません。 ○ 議会は、市の意思決定を行う際には、財政の健全性の確保に留意しなければなりません。 <p>[第2項]</p> <p>○ 現在、地方自治法に基づくさいたま市財政状況の公表に関する条例により、財政状況の公表が行われていますが、市長は、単に公表するのではなく、市民が関心を持ち、財政状況の確認ができるよう、市民にとって分かりやすく公表するよう努めなければなりません。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>＜参考＞地方自治法</p> <p>第243条の3 普通地方公共団体の長は、条例の定めるところにより、毎年二回以上歳入歳出予算の執行状況並びに財産、地方債及び一時借入金の現在高その他財政に関する事項を住民に公表しなければならない。</p> </div> <p>[第3項]</p> <p>○ 市民にも、財政運営について中長期的な視点からより積極的に関心を持ち、考える（自分の払っている税金がどのように使われているのか、税金の使われ方は適切か、自らの行動が<u>さいたま市</u>の財政にどのような影響を与えるのか、など）ことが求められます。</p>

最終報告（たたき台）修正案	最終報告（案）
<p>（市の取組の評価）</p> <p>第22条 市は、効果的かつ効率的に市政を運営するとともに市民への説明責任を果たすため、市の取組について評価を実施しなければなりません。</p> <p>2 市は、前項の評価の実施に当たっては、市民参加の推進に努めるものとします。</p> <p>3 市は、第1項の評価の内容及び結果について、市民に分かりやすく公表するとともに、評価の結果を市政に反映するよう努めなければなりません。</p>	<p>（市の取組の評価）</p> <p>第22条</p> <p style="text-align: right;">修正なし</p>
<p>【考え方・解説】</p> <p>第22条は、市の取組に関する評価について定めています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ここでの「評価」とは、事業など市の取組について、有効性、効率性等の観点から評価すること（いわゆる「行政評価」）をいいます。 <p>[第1項]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 効果的かつ効率的に市政を運営するためには、市の取組が有効に機能しているか、効率的に行われているか、市が行うことが妥当かなどを評価し、その結果に基づいて改善（拡大、縮小、廃止、実施方法の変更など）していく仕組みが不可欠です。これを適切に行うことによって、市民への説明責任を果たし、市政運営の透明性の確保が可能となります。現在でも様々な方法により評価が行われていますが、今後はより一層充実していくことが求められます。 <p>[第2項]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 評価の実施に当たっては、市民意見の反映や客観性の向上のために、市民や学識経験者など第三者の参加が求められますが、市民自治を確立するため、ここでは特に市民参加の積極的な推進について定めています。 <p>[第3項]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 税金がどれだけ有効に使われたかについては、市民の関心も高く、市長は、積極的に、かつ市民に分かりやすく評価結果を公表するよう努めなければなりません。 ○ 評価の結果については、市政に反映するよう努めなければなりません。評価の結果、費用対効果が低いと評価された取組に関しては見直しを行う必要があります。中には、見直しによる影響を考慮すると直ちに評価結果を反映することが難しいものもあると考えますが、市長その他の執行機関は、その課題を解決し、市政に反映させるよう努めなくてはなりません。 ○ 市長その他の執行機関のみの努力ではその目的を達成することができない取組もあり、評価の結果を議会も市民も皆で考えることが大切です。 ○ 職員は評価の重要性を理解するとともに、他の部署の評価結果も参考にするなど、常に事業など市の取組の見直しに努めるものとします。評価の結果を市の取組に反映させ、その効果を検証していくことが、職員の意識改革につながると考えます。 	<p>【考え方・解説】</p> <p style="text-align: right;">修正なし</p>

最終報告（たたき台）修正案	最終報告（案）
<p>（監査の実施等）</p> <p>第23条 監査委員及び外部監査人（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の30第1項に規定する外部監査人をいう。以下同じ。）は、市の財務に関する事務の執行等について、適正に監査を行わなければなりません。</p> <p>2 監査委員及び外部監査人は、市民に問題点、改善を要する点等が分かりやすいように監査結果に関する報告をまとめることに努め、監査委員はこれを公表しなければなりません。</p>	<p>（監査の実施等）</p> <p>第23条</p> <p style="text-align: right;">修正なし</p>
<p>【考え方・解説】</p> <p>第23条は、監査委員※1及び外部監査人※2による監査制度について定めています。</p> <p>○ 監査制度に関しては地方自治法等で具体的に規定されていますが、本条例であらためて明記し、その重要性和適正な遂行を確認するものです。</p> <p>※1 監査委員は、公正で、合理的かつ効率的な市政を確保するために、市の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理や、市の事務を監査するために設置される執行機関です。</p> <p>※2 外部監査人とは、市長との外部監査契約に基づいて市の財務の監査を行う外部の専門的な知識を有する者（弁護士、公認会計士等）をいいます。</p> <p>[第1項]</p> <p>○ 監査委員及び外部監査人は、行政サービスが適法であるか、能率良くなされているか、更に、不正がないかなど、幅広い観点から独立した立場で適正に監査を行わなければなりません。</p> <p>○ 監査委員が行う監査は、地方自治法等の規定により、定期的に行うものとして「定期監査」、「工事監査」、「例月現金出納検査」、「決算審査」、「健全化判断比率等審査」があり、必要があると認めるときに行うものとして「行政監査」、「財政援助団体等監査」があります。また、市民からの請求に基づいて行われる「住民監査請求監査」などがあります。</p> <p>○ テーマを選定して行う「行政監査」では、多様な分野から偏りなくテーマを選定することも大切ですが、多くの市民が関心を持っているなど社会的な要請を踏まえてテーマを選定することも求められます。このようなことも含めて、「適正に監査を行わなければなりません」としています。</p> <p>[第2項]</p> <p>○ 監査委員及び外部監査人による監査結果に関しては、市政に対する市民の関心を高めるため、市民が問題点や改善を要する点を理解できるよう、わかりやすく報告をまとめることに努め、監査委員はこれを公表しなければなりません。</p>	<p>【考え方・解説】</p> <p style="text-align: right;">修正なし</p>

最終報告（たたき台）修正案	最終報告（案）
<p>（法務）</p> <p>第24条 市は、自らの責任において、豊かで暮らしやすいまちを実現するため、法令等の適正な解釈及び運用を行うとともに、必要に応じて条例、規則等の制定、改正又は廃止を行わなければなりません。</p> <p>2 市は、市民生活に大きく影響を及ぼすような条例の制定、改正又は廃止に当たっては、その趣旨及び内容を市民に分かりやすく公表するよう努めなければなりません。</p>	<p>（法務）</p> <p>第24条 市は、自らの責任において、豊かで暮らしやすいまちを実現するため、法令等の適正な解釈及び運用を行うとともに、必要に応じて条例、規則等の制定、改正又は廃止を行わなければなりません。</p> <p>2 市は、市民生活に大きく影響を及ぼすような条例の制定、改正又は廃止に当たっては、その趣旨及び内容を市民に分かりやすく公表するよう努めなければなりません。</p>
<p>【考え方・解説】</p> <p>第24条は、法務（法律や条例などに関する事務）について定めています。</p> <p>【第1項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地方分権時代において、地方公共団体の裁量権が拡大している中、議会や市長その他の執行機関は、法務を豊かで暮らしやすいまちを実現するための手段として捉え、<u>地域や市</u>の課題解決の方策について市民や専門家等の意見を聴き、実情を踏まえた上で、自らの責任において、法令等の適正な解釈、運用を検討するとともに、条例や規則等の制定、改正または廃止について積極的に検討し、適宜、取り組んでいく必要があります。 ○ なお、現在の日本国憲法を頂点とする法体系においては、市の条例は、国の法令の範囲内において存在するものであることに留意が必要です。 <p>【第2項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市民生活に大きく影響を及ぼすような条例の制定改廃に当たっては、市民に対する説明責任を果たすことが必要です。 	<p>【考え方・解説】</p> <p>第24条は、法務（法律や条例などに関する事務）について定めています。</p> <p>【第1項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地方分権時代において、地方公共団体の裁量権が拡大している中、議会や市長その他の執行機関は、法務を豊かで暮らしやすいまちを実現するための手段として捉え、<u>地域又は社会</u>の課題解決の方策について市民や専門家等の意見を聴き、実情を踏まえた上で、自らの責任において、法令等の適正な解釈、運用を検討するとともに、条例や規則等の制定、改正または廃止について積極的に検討し、適宜、取り組んでいく必要があります。 ○ なお、現在の日本国憲法を頂点とする法体系においては、市の条例は、国の法令の範囲内において存在するものであることに留意が必要です。 <p>【第2項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市民生活に大きく影響を及ぼすような条例の制定改廃に当たっては、市民に対する説明責任を果たすことが必要です。

最終報告（たたき台）修正案	最終報告（案）
<p>（危機管理）</p> <p>第25条 市は、危機（市民の生命、身体及び財産に重大な被害を及ぼし、又はそのおそれのある災害、事件、事故等緊急の事態をいう。以下同じ。）から市民の生命、身体及び財産を保護し、市民生活の安全及び安心を守るため、迅速かつ的確な対応を図らなければなりません。</p> <p>2 市は、危機に備えるため、次のことに取り組まなければなりません。</p> <p>（1）市民が自ら、又は互いに協力して危機に備えることの必要性の周知及び啓発を積極的に行うこと。</p> <p>（2）市民及び関係機関との連携により、適切な体制の整備及び対策の準備並びにこれらの見直しを適宜行うこと。</p> <p>3 市民は、自ら、又は互いに協力して、危機に備えるとともに、危機が発生した際は、安全及び安心の確保に努めるものとします。</p>	<p>（危機管理）</p> <p>第25条 市は、危機（市民の生命、身体及び財産に重大な被害を及ぼし、又はそのおそれのある災害、事件、事故等緊急の事態をいう。以下同じ。）から市民の生命、身体及び財産を保護し、市民生活の安全及び安心を守るため、迅速かつ的確な対応を図らなければなりません。</p> <p>2 市は、危機に備えるため、次のことに取り組まなければなりません。</p> <p>（1）市民が自ら、又は互いに協力して危機に備えることの必要性の周知及び啓発を積極的に行うこと。</p> <p>（2）市民及び関係機関との連携により、適切な体制の整備及び対策の準備並びにこれらの見直しを適宜行うこと。</p> <p>3 市民は、自ら、又は互いに協力して、危機に備えるとともに、危機が発生した際は、安全及び安心の確保に努めるものとします。</p>
<p>【考え方・解説】</p> <p>第25条は、危機管理における市の責務や市民の役割について定めています。</p> <p>○ 本条例で定める危機とは、市民の生命、身体及び財産に重大な被害を及ぼし、またはそのおそれのある災害、テロ、感染症、環境汚染などの緊急の事態を意味します。</p> <p>[第1項]</p> <p>○ 危機の発生時に市民の安全・安心を確保することは、市における最重要課題です。</p> <p>○ 議会及び市長その他の執行機関は、危機発生時には被害の軽減、被害者の救済、被害の回復など事態の収拾に全力をあげて取り組むとともに、再発防止を図らなければなりません。</p> <p>○ 危機発生時には、迅速かつ的確な対応が不可欠です。そのため、市長をトップとする指揮命令系統のもと、刻一刻と変化する状態の中、適切に情報を収集し、市民に向けて的確に発信しつつ、市民や関係機関と連携、協力していくことが重要と考えます。</p> <p>○ 特に市民との連携、協力においては、市民の活動を市が積極的に支援し、市の活動に市民も協力しながら、皆で一緒に取り組んでいくことが大切です。</p> <p>[第2項]</p> <p>○ 市長その他の執行機関は、平時には危機の予防及び危機への備えを十分に行う必要があります。</p> <p>（第1号）</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民は、防災など危機に関する正しい知識と、「自分の身は自分で守る」「自分たちのまちは自分たちで守る」という意識を持ち、相互扶助や連帯の発想のもと、危機に備えることが必要です。そのため、市長その他の執行機関は、危機管理に関する周知及び啓発に積極的に取り組まなければなりません。 <p>（第2号）</p> <ul style="list-style-type: none"> 市長その他の執行機関は、危機に対する組織横断的な体制の整備及び危機管理に関する計画の策定など対策の準備、かつ、これらの見直しを適宜行っていかなければなりません。 様々な危機がある中で、市長その他の執行機関は、市民や関係機関と協議し、連携して、危機に備える必要があります。そのために、危機への対策など広く周知に努め、ハザードマップ（災害予測図）をはじめとする地域情報など必要な情報を分かりやすく市民や関係機関に提供し、共有を図っていくなど、必要な支援を行っていくことが求められます。 <p>[第3項]</p> <p>○ 市民も、平時から危機に備えることが必要です。</p> <p>○ 地域の日常的なコミュニケーションが災害等の対策の基本であり、また、地域における事前の準備として、近隣住民の状況の把握や防災訓練、防災ボランティアコーディネーターの育成などが求められます。</p> <p>○ 危機発生時には、情報の錯綜や混乱が考えられます。その中で、市民は、お互いに助け合い、協力して対応することが重要です。</p>	<p>【考え方・解説】</p> <p>第25条は、危機管理における市の責務や市民の役割について定めています。</p> <p>○ 本条例で定める危機とは、市民の生命、身体及び財産に重大な被害を及ぼし、またはそのおそれのある災害、テロ、感染症、環境汚染などの緊急の事態を意味します。</p> <p>[第1項]</p> <p>○ 危機の発生時に市民の安全・安心を確保することは、市における最重要課題です。</p> <p>○ 議会及び市長その他の執行機関は、危機発生時には被害の軽減、被害者の救済、被害の回復など事態の収拾に全力をあげて取り組むとともに、再発防止を図らなければなりません。</p> <p>○ 危機発生時には、迅速かつ的確な対応が不可欠です。そのため、市長をトップとする指揮命令系統のもと、刻一刻と変化する状態の中、適切に情報を収集し、市民に向けて的確に発信しつつ、市民や関係機関と連携、協力していくことが重要と考えます。</p> <p>○ 特に市民との連携、協力においては、市民の活動を市が積極的に支援し、市の活動に市民も協力しながら、皆で一緒に取り組んでいくことが大切です。</p> <p>[第2項]</p> <p>○ <u>議会及び市長その他の執行機関は、平時には危機の予防及び危機への備えを十分に行う必要があります。</u></p> <p>（第1号）</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民は、防災など危機に関する正しい知識と、「自分の身は自分で守る」「自分たちのまちは自分たちで守る」という意識を持ち、相互扶助や連帯の発想のもと、危機に備えることが必要です。そのため、<u>議会及び市長その他の執行機関は、危機管理に関する周知及び啓発に積極的に取り組まなければなりません。</u> <p>（第2号）</p> <ul style="list-style-type: none"> 市長その他の執行機関は、危機に対する組織横断的な体制の整備及び危機管理に関する計画の策定など対策の準備、かつ、これらの見直しを適宜行っていかなければなりません。 様々な危機がある中で、市長その他の執行機関は、市民や関係機関と協議し、連携して、危機に備える必要があります。そのために、危機への対策など広く周知に努め、ハザードマップ（災害予測図）をはじめとする地域情報など必要な情報を分かりやすく市民や関係機関に提供し、共有を図っていくなど、必要な支援を行っていくことが求められます。 <u>議会についても、災害対策など危機への対策が円滑に迅速かつ適切に行えるよう、市民、市長その他の執行機関、その他関係機関と協力し、平時から準備していくことが求められます。</u> <p>[第3項]</p> <p>○ 市民も、平時から危機に備えることが必要です。</p> <p>○ 地域の日常的なコミュニケーションが災害等の対策の基本であり、また、地域における事前の準備として、近隣住民の状況の把握や防災訓練、防災ボランティアコーディネーターの育成などが求められます。</p> <p>○ 危機発生時には、情報の錯綜や混乱が考えられます。その中で、市民は、お互いに助け合い、協力して対応することが重要です。</p>

最終報告（たたき台）修正案	最終報告（案）
<p>（組織の整備等）</p> <p>第26条 市は、次のことに留意して、組織の整備並びに職員の適正な配置及び育成に努めなければなりません。</p> <p>（1）地域又は社会の課題に的確に対応できること。</p> <p>（2）市民が行政サービスを利用しやすいこと。</p> <p>（3）行政サービスを効果的かつ効率的に提供できること。</p> <p>2 市は、市民とともに市政を進めていくという組織風土の醸成に努めなければなりません。</p>	<p>（組織の整備等）</p> <p>第26条 市は、次のことに留意して、組織の整備並びに職員の適正な配置及び育成に努めなければなりません。</p> <p>（1）地域又は社会の課題に的確に対応できること。</p> <p>（2）市民が行政サービスを利用しやすいこと。</p> <p>（3）行政サービスを効果的かつ効率的に提供できること。</p> <p>2 市は、市民とともに市政を進めていくという組織風土の醸成に努めなければなりません。</p>
<p>【考え方・解説】</p> <p>第26条は、市の組織の整備や、職員の適正な配置及び育成について定めています。</p> <p>[第1項]</p> <p>○ 議会及び市長その他の執行機関は、それぞれの権限に応じ、第1号から第3号に掲げることに留意して、組織の整備並びに職員の適正な配置及び育成に努めなければなりません。</p> <p>（第1号）</p> <ul style="list-style-type: none"> 市役所（区役所等を含む。）の組織には、市民と直接接することが多い部署、企画や総務といった部署など、様々な部署がありますが、まず、共通して<u>地域や市</u>の課題に的確に対応できる組織の整備、職員の配置が求められ、局、部、課など既存の組織の枠にとらわれず、組織横断的な体制づくり、プロジェクトチームの設置なども積極的に行うことが望まれます。また、職員の育成についても組織的に取り組んでいくことが重要です。 <p>（第2号）</p> <ul style="list-style-type: none"> 行政サービスは、市民のために提供されるものであり、市民に分かりやすく、利用しやすいものでなければなりません。 「市民が利用しやすい」こととは、市民が様々な行政サービスの担当部署に容易に申請や相談などをすることができ、安心して行政サービスを受けられることを意味します。例えば、総合窓口（ワンストップサービス）等の設置や、どのようにすれば問題を解決できるかを相談に来た市民とともに考えてくれるような職員の配置や育成について、様々な創意工夫が期待されます。なお、ここでいう「行政サービス」とは、業務委託や指定管理者制度により市以外の者が提供する場合のものも含まれます。 <p>（第3号）</p> <ul style="list-style-type: none"> 行政サービスは、税金によって提供されるものであり、サービスを受ける市民に、効果的かつ効率的に提供されなければなりません。 <p>[第2項]</p> <p>○ 市民自治を確立し、推進していくためには、市民とともに市政を進めていくという意識を組織の構成員全員が共有し、それが当たり前に見えるような組織であることが重要であり、議会及び市長その他の執行機関は、このような組織風土の醸成に努めなければなりません。</p>	<p>【考え方・解説】</p> <p>第26条は、市の組織の整備や、職員の適正な配置及び育成について定めています。</p> <p>[第1項]</p> <p>○ 議会及び市長その他の執行機関は、それぞれの権限に応じ、第1号から第3号に掲げることに留意して、組織の整備並びに職員の適正な配置及び育成に努めなければなりません。</p> <p>（第1号）</p> <ul style="list-style-type: none"> 市役所（区役所等を含む。）の組織には、市民と直接接することが多い部署、企画や総務といった部署など、様々な部署がありますが、まず、共通して<u>地域又は社会</u>の課題に的確に対応できる組織の整備、職員の配置が求められ、局、部、課など既存の組織の枠にとらわれず、組織横断的な体制づくり、プロジェクトチームの設置なども積極的に行うことが望まれます。また、職員の育成についても組織的に取り組んでいくことが重要です。 <p>（第2号）</p> <ul style="list-style-type: none"> 行政サービスは、市民のために提供されるものであり、市民に分かりやすく、利用しやすいものでなければなりません。 「市民が利用しやすい」こととは、市民が様々な行政サービスの担当部署に容易に申請や相談などをすることができ、安心して行政サービスを受けられることを意味します。例えば、総合窓口（ワンストップサービス）等の設置や、どのようにすれば問題を解決できるかを相談に来た市民とともに考えてくれるような職員の配置や育成について、様々な創意工夫が期待されます。なお、ここでいう「行政サービス」とは、業務委託や指定管理者制度により市以外の者が提供する場合のものも含まれます。 <p>（第3号）</p> <ul style="list-style-type: none"> 行政サービスは、税金によって提供されるものであり、サービスを受ける市民に、効果的かつ効率的に提供されなければなりません。 <p>[第2項]</p> <p>○ 市民自治を確立し、推進していくためには、市民とともに市政を進めていくという意識を組織の構成員全員が共有し、それが当たり前に見えるような組織であることが重要であり、議会及び市長その他の執行機関は、このような組織風土の醸成に努めなければなりません。</p>

最終報告（たたき台）修正案	最終報告（案）
<p>第3章 市民と市がともに進めるまちづくり</p> <p>第4節 地域及び区のまちづくり</p> <p>（地域のまちづくり）</p> <p>第27条 市民は、地域のまちづくりを目的として主にその地域の住民により構成される自治会等の団体が行う活動に参加するよう努めるものとします。</p> <p>2 地域において公益的活動、事業活動その他の活動を行う者又は団体は、暮らしやすい地域をつくるため、それぞれの自主性に基づき、それぞれの特性を生かして相互に連携するよう努めるものとします。</p> <p>3 市は、前項に規定する者又は団体の自立性に配慮しながら、地域のまちづくりを目的としてこれらの者又は団体が行う活動及び相互の連携に対して、必要な支援を行うものとします。</p>	<p>第3章 市民と市がともに進めるまちづくり</p> <p>第4節 地域及び区のまちづくり</p> <p>（地域のまちづくり）</p> <p>第27条 市民は、地域のまちづくりを目的として主にその地域の住民により構成される自治会等の団体が行う活動に参加するよう努めるものとします。</p> <p>2 地域において公益的活動、事業活動その他の活動を行う者又は団体は、暮らしやすい地域をつくるため、それぞれの自主性に基づき、それぞれの特性を生かして相互に連携するよう努めるものとします。</p> <p>3 市は、前項に規定する者又は団体の自立性に配慮しながら、地域のまちづくりを目的としてこれらの者又は団体が行う活動及び相互の連携に対して、必要な支援を行うものとします。</p>
<p>【考え方・解説】</p> <p>第27条は、身近な地域におけるまちづくりの推進について定めています。</p> <p>【第1項】</p> <p>○ 地域のまちづくりを目的として主にその地域の住民により構成される団体は、市民自治を進める上で最も重要な主体です。このような団体には、例えば、自治会、自主防犯組織、自主防災組織、地区社会福祉協議会、老人クラブ、PTA、子ども会などがあります。市民はこれらの団体への自発的な加入及びその活動への積極的な参加を通じて、地域における課題を解決し、豊かで暮らしやすい地域をつくるために協力して取り組むよう努めることが必要です。</p> <p>【第2項】</p> <p>○ 豊かで暮らしやすい地域をつくるためには、地域において公益的活動、事業活動その他の活動を行う者又は団体が単独で取り組むだけでなく、専門性や人材などそれぞれが有する特性を生かしながら相互に連携して地域課題の解決などに取り組むことが効果的かつ効率的と考えます。ただし、その際には、それぞれの自主性を十分に尊重しなければなりません。</p> <p>【第3項】</p> <p>○ 市長その他の執行機関には、地域において公益的活動、事業活動その他の活動を行う者又は団体が地域課題の解決などのために行う活動や相互連携に対して、これらが円滑に進むよう、情報、人材、資金の提供、活動の場の整備、各団体等の連携や地域内外にわたる活動の調整など、必要な支援を行うことが求められます。なお、その際には、各団体等の自立性に配慮しなければなりません。</p>	<p>【考え方・解説】</p> <p>第27条は、身近な地域におけるまちづくりの推進について定めています。</p> <p>【第1項】</p> <p>○ 地域のまちづくりを目的として主にその地域の住民により構成される団体は、市民自治を進める上で最も重要な主体です。このような団体には、例えば、自治会、自主防犯組織、自主防災組織、地区社会福祉協議会、老人クラブ、PTA、子ども会などがあります。市民はこれらの団体への自発的な加入及びその活動への積極的な参加を通じて、地域における課題を解決し、豊かで暮らしやすい地域をつくるために協力して取り組むよう努めることが必要です。</p> <p>【第2項】</p> <p>○ 豊かで暮らしやすい地域をつくるためには、地域において公益的活動、事業活動その他の活動を行う者又は団体が単独で取り組むだけでなく、専門性や人材などそれぞれが有する特性を生かしながら相互に連携して地域課題の解決などに取り組むことが効果的かつ効率的と考えます。ただし、その際には、それぞれの自主性を十分に尊重しなければなりません。</p> <p>【第3項】</p> <p>○ <u>議会及び市長</u>その他の執行機関には、地域において公益的活動、事業活動その他の活動を行う者又は団体が地域課題の解決などのために行う活動や相互連携に対して、これらが円滑に進むよう、情報、人材、資金の提供、活動の場の整備、各団体等の連携や地域内外にわたる活動の調整、<u>関係条例の整備</u>など、必要な支援を行うことが求められます。なお、その際には、各団体等の自立性に配慮しなければなりません。</p>

最終報告（たたき台）修正案	最終報告（案）
<p>（区役所の役割）</p> <p>第28条 区役所は、区民の生活に密着した行政サービスを、総合的、かつ、効果的及び効率的に行うとともに、中長期的な視点に立って、区の特徴を生かしたまちづくりを推進しなければなりません。</p> <p>2 区役所は、前項に規定する役割を果たすため、次のことに努めなければなりません。</p> <p>（1）地域の課題など、区民の生活に関わる様々な情報を収集し、発信すること。</p> <p>（2）区民の区政への参加及び区民との協働を推進すること。</p> <p>（3）区民の主体的なまちづくりを支援すること。</p> <p>3 市長は、区役所が自主性を発揮しながら前2項に規定する役割を円滑に果たすことができるよう、区役所の機能の充実に努めなければなりません。</p>	<p>（区役所の役割）</p> <p>第28条 修正なし</p>
<p>【考え方・解説】</p> <p>第28条は、区民の生活に密着した行政サービスを提供するとともに、区におけるまちづくりの拠点である区役所の役割について定めています。</p> <p>○ 地方分権が進み、また市民のニーズも多様化する中で、より市民に近いところで市政を運営した方が効果的なまちづくりが実現できる時代となってきています。その意味で、今後、区役所の重要性はますます高まっていくことになります。そこで、区役所の基本的な役割を明確にするものです。</p> <p>[第1項]</p> <p>○ 区役所の役割として、まず、区民の生活に密着した行政サービスを総合的、効果的、効率的に行うことがあります。「行政サービスを総合的に行う」とは、例えば、各種届出や申請手続、様々な相談を一括して受け付けて対応することや、関係部署間の調整を行ったうえで組織横断的なサービスを提供することなどを意味します。区役所には区民は様々な問題や悩みを抱えて相談に訪れます。区役所は区民にとって身近な市の窓口であり、その役割をしっかりと果たすことが求められます。</p> <p>○ また、各区には、歴史、文化、自然、都市機能などの特色があります。豊かで暮らしやすい地域をつくるためには、区における中長期の計画や方針を策定するなど、中長期的な視点に立って、各区の特色を最大限に生かしたまちづくりを推進していくことが必要です。</p> <p>[第2項]</p> <p>○ 区役所は、第1項に規定する役割を果たすため、第1号から第3号までに掲げることに努める必要があります。</p> <p>（第1号）</p> <ul style="list-style-type: none"> 区民の区政への参加及び区民との協働の推進、区民の主体的なまちづくりの前提として、区役所は、地域の課題など、区民生活に関わる様々な情報を収集し、発信していく必要があります。 <p>（第2号）</p> <ul style="list-style-type: none"> 区役所は、人口や面積などの面において、区民の区政への参加及び協働の取組が進められやすいという強みを生かし、区政の運営に当たっては、これらを積極的に推進していく必要があります。 <p>（第3号）</p> <ul style="list-style-type: none"> 区役所は、地域の問題を総合的に受け止め、区民とともに解決を図り、区民主体のまちづくりを通じて、区の特徴を生かした魅力的な区の実現につなげていくことが重要です。区役所には、区民による地域のまちづくりの調整・まとめ役として、区民の生活に関する総合的な相談窓口の設置、区民のまちづくりに関する情報交換の場の設置、活動の機会、場、資金の提供など、必要な支援を行うことが求められます。 <p>[第3項]</p>	<p>【考え方・解説】</p> <p>修正なし</p>

<p>○ 市長は、区役所が自主性を発揮しながら前2項に規定する役割を円滑に果たすことができるよう、本庁と区役所の事務配分を適宜見直し、必要な事務の区役所への移管、区長への権限付与、組織や財政面での強化などにより区役所機能の充実に努めなければなりません。なお、一方で、統一的、集中的に処理する方が効果的、効率的な事務などについては本庁に集約することが必要です。</p>	
---	--

最終報告（たたき台）修正案	最終報告（案）
<p>（区長の責務）</p> <p>第29条 区長は、その権限及び責任のもと、職員を指揮監督し、公正かつ誠実に、前条に規定する区役所の役割を果たすことに取り組むとともに、中長期的な視点に立って、区民のための区政を運営しなければなりません。</p> <p>2 区長は、区政の運営に当たっては、区民の意見を積極的に把握し、区政に反映させるよう努めるとともに、必要に応じて、関係部署又は関係機関の相互の連携及び調整を図らなければなりません。</p>	<p>（区長の責務）</p> <p>第29条</p> <p style="text-align: right;">修正なし</p>
<p>【考え方・解説】</p> <p>第29条は、区役所の責任者である区長の責務について定めています。</p> <p>【第1項】</p> <p>○ 区長は、区役所の責任者として、市長から付与された権限及び責任のもと、区役所の職員の指揮監督を行い、公正かつ誠実に、第28条に規定する区役所の役割を果たすことに取り組まなければなりません。</p> <p>○ 区長が交代するたびに区政が停滞し、また、方針が大きく変わってしまうのは、区民の生活に影響します。区長は、区における計画や方針に則って区政を行うなど、中長期的な視点に立って、区民のための区政を運営しなければなりません。</p> <p>○ なお、市長は、区長の任命に当たっては、その在職期間に配慮することも必要と考えます。</p> <p>○ 区長は、他の区役所や他の地方公共団体（政令指定都市の区役所など）の取組を学び、区政に積極的に生かしていく努力も必要と考えます。</p> <p>【第2項】</p> <p>○ 区長は、あらゆる機会を通して、要望、提案など区民の意見を積極的に把握し、区政に反映させるように努めなければなりません。また、課題を解決し、豊かで暮らしやすい地域をつくるために、区役所だけでは対応が困難な場合など必要に応じて、区民の意見を関係部署や関係機関に提供し、連携及び調整を図っていかなければなりません。</p>	<p>【考え方・解説】</p> <p style="text-align: right;">修正なし</p>

最終報告（たたき台）修正案	最終報告（案）
<p>（区民会議）</p> <p>第30条 区長は、区民が主体的に区のまちづくりの課題について協議し、区長に提言を行うための組織として、区に区民で構成する区民会議を設置します。</p> <p>2 区民会議は、その活動に関する情報を区民に積極的に発信して区民の意見を聴き、協議に活用するよう努めるものとしします。</p> <p>3 区民会議は、職員に対して、会議への参加及び助言等を求めることができます。この場合において、職員は積極的に協力するものとしします。</p> <p>4 市長その他の執行機関及び区長は、区民会議の提言を尊重するものとしします。</p>	<p>（区民会議）</p> <p>第30条</p> <p style="text-align: right;">修正なし</p>
<p>【考え方・解説】</p> <p>第30条は、区のまちづくりの課題について協議を行う区民会議について定めています。</p> <p>○ 区民会議は、平成15年度から各区に設置されていますが、市民自治を確立するための重要な仕組みの一つであることから、その基本的な役割、あり方を本条例に位置付けることが必要と考え、規定するものです。</p> <p>【第1項】</p> <p>○ 各区に、区民が主体的に区のまちづくりの課題について協議を行い、区長に提言を行う区民会議を設置します。</p> <p>○ 区民会議は区民で構成しますが、活発な議論が可能となるよう、公募の実施や区内で活動する多様な団体から選任するなど、幅広い人材を委員に選任することが必要です。</p> <p>【第2項】</p> <p>○ 区民会議の提言は、委員だけではなく、多くの区民の意見を反映したものであることが求められます。そのため、区民会議は協議に関する情報を積極的に発信し、多くの区民から意見を集め、その意見を活用するよう努めるものとしします。</p> <p>【第3項】</p> <p>○ 区民会議の運営は、自主性が求められますが、一方で、区民会議と区役所をはじめとする市が一体となって区のまちづくりの課題の解決を図ることも大切です。そのため、区民会議は、区役所職員に限らず関係する職員に対して会議へ参加し、助言や提案、情報提供などを請求できるとしています。この場合には、職員は積極的に協力するものとしします。</p> <p>【第4項】</p> <p>○ 市長その他の執行機関及び区長は、区民会議の提言を尊重し、提言の内容の実現について十分に検討する必要があります。</p> <p>○ 区民会議の提言の内容については、区長の権限では実現ができず、市長や教育委員会などの取組が必要なものが含まれる場合が想定されるため、区長だけでなく市長その他の執行機関を含めています。</p>	<p>【考え方・解説】</p> <p style="text-align: right;">修正なし</p>

最終報告（たたき台）修正案	最終報告（案）
<p>第3章 市民と市がともに進めるまちづくり</p> <p>第5節 国、他の地方公共団体等との関係</p> <p>（国、埼玉県等との関係）</p> <p>第31条 市は、国及び埼玉県と対等で協力的な関係を築き、相互に連携して<u>市</u>のまちづくりを積極的に推進するものとします。</p> <p>2 市は、市民生活に重大な影響を及ぼすおそれのある国又は埼玉県の政策に対し、市民生活を守るため、意見を述べなければなりません。</p> <p>3 市は、<u>埼玉県</u>など他の地方公共団体と積極的に連携を進め、共に発展していくことに努めるものとします。</p>	<p>第3章 市民と市がともに進めるまちづくり</p> <p>第5節 国、他の地方公共団体等との関係</p> <p>（国、埼玉県等との関係）</p> <p>第31条 市は、国及び埼玉県と対等で協力的な関係を築き、相互に連携して<u>さいたま市</u>のまちづくりを積極的に推進するものとします。</p> <p>2 市は、市民生活に重大な影響を及ぼすおそれのある国又は埼玉県の政策に対し、市民生活を守るため、意見を述べなければなりません。</p> <p>3 市は、<u>市民とともに</u>他の地方公共団体と積極的に連携を進め、共に発展していくことに努めるものとします。</p>
<p>【考え方・解説】</p> <p>第31条は、国、埼玉県及び他の地方公共団体との関係について定めています。</p> <p>【第1項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地方分権時代において、地方公共団体の裁量権が拡大している中、市は、国や埼玉県と対等で協力的な関係を築いた上で、自己決定・自己責任の原則のもと、<u>市</u>のまちづくりを積極的に推進する必要があります。 ○ 環境問題や災害対策など、市だけでは解決できない課題も多く、国や埼玉県と明確な役割分担のもと、連携することも求められています。 <p>【第2項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 議会及び市長その他の執行機関は、国や埼玉県の政策が市民生活に重大な影響を及ぼすおそれがある場合には、市民のための市政を担う者として、国や埼玉県に対し、要望や提案など意見をしっかりと伝えなくてはなりません。 <p>【第3項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 都内や近隣の市や町への通勤、通学など市民の活動範囲は市以外にも広がり、また、環境問題や災害対策など広域的な課題も多く、他の地方公共団体（埼玉県、近隣の市や町、全国の政令指定都市など）と連携して様々な取組を進めていく必要があります。 ○ 市は、政令指定都市として有している人材、権限、財政力などを積極的に活用して、先駆的な取組を推進するとともに、リーダーシップを発揮することにより、市に關係する他の地方公共団体を含めた全体的な発展につなげていくことが大切です。 ○ 特に、県内唯一の政令指定都市として、近隣の市や町に与える影響は大きいことが想定され、中心的役割を担っていくことが重要と考えます。 	<p>【考え方・解説】</p> <p>第31条は、国、埼玉県及び他の地方公共団体との関係について定めています。</p> <p>【第1項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地方分権時代において、地方公共団体の裁量権が拡大している中、市は、国や埼玉県と対等で協力的な関係を築いた上で、自己決定・自己責任の原則のもと、<u>さいたま市</u>のまちづくりを積極的に推進する必要があります。 ○ 環境問題や災害対策など、市だけでは解決できない課題も多く、国や埼玉県と明確な役割分担のもと、連携することも求められています。 <p>【第2項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 議会及び市長その他の執行機関は、国や埼玉県の政策が市民生活に重大な影響を及ぼすおそれがある場合には、市民のための市政を担う者として、国や埼玉県に対し、要望や提案など意見をしっかりと伝えなくてはなりません。 <p>【第3項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 都内や近隣の市や町への通勤、通学など市民の活動範囲は市以外にも広がり、また、環境問題や災害対策など広域的な課題も多く、他の地方公共団体（埼玉県、近隣の市や町、全国の政令指定都市など）と連携して様々な取組を進めていく必要があります。 ○ 市は、政令指定都市として有している人材、権限、財政力などを積極的に活用して、先駆的な取組を推進するとともに、リーダーシップを発揮することにより、市に關係する他の地方公共団体を含めた全体的な発展につなげていくことが大切です。 ○ 特に、県内唯一の政令指定都市として、近隣の市や町に与える影響は大きいことが想定され、中心的役割を担っていくことが重要と考えます。
最終報告（たたき台）修正案	最終報告（案）
<p>（諸外国の都市等との関係）</p> <p>第32条 市は、市民とともに諸外国の都市等との国際交流及び国際協力を推進し、相互理解を深めるとともに、共に発展していくことに努めるものとします。</p>	<p>（諸外国の都市等との関係）</p> <p>第32条 市は、市民とともに諸外国の都市等との国際交流及び国際協力を推進し、相互理解を深めるとともに、共に発展していくことに努めるものとします。</p>
<p>【考え方・解説】</p> <p>第32条は、諸外国の都市等（国際的な機関、諸外国の活動団体などを含みます。）との関係について定めています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 社会の様々な面でグローバル化が進展する中、諸外国の都市等との関係についても考える必要があります。議会及び市長その他の執行機関は、市民の積極的な関わりのもと、姉妹・友好都市をはじめとする諸外国の都市等との交流を図るとともに、相互に協力して諸課題を解決し、ともに発展していくことに努めることが、国際社会における市の責務と考えます。 ○ 市民、議会及び市長その他の執行機関は、国際交流や国際協力で得られた知識や経験を、地域や<u>市</u>のまちづくりに活用していくことが大切です。 	<p>【考え方・解説】</p> <p>第32条は、諸外国の都市等（国際的な機関、諸外国の活動団体などを含みます。）との関係について定めています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 社会の様々な面でグローバル化が進展する中、諸外国の都市等との関係についても考える必要があります。議会及び市長その他の執行機関は、市民の積極的な関わりのもと、姉妹・友好都市をはじめとする諸外国の都市等との交流を図るとともに、相互に協力して諸課題を解決し、ともに発展していくことに努めることが、国際社会における市の責務と考えます。 ○ 市民、議会及び市長その他の執行機関は、国際交流や国際協力で得られた知識や経験を、地域や<u>さいたま市</u>のまちづくりに活用していくことが大切です。

最終報告（たたき台）修正案	最終報告（案）
<p>第4章 実効性の確保</p> <p>【修正案】 （必要な制度、仕組みの整備）</p> <p>第33条 市は、この条例の内容の具体的実現のために、必要な条例の制定及び改正その他必要な制度及び仕組みの整備を行わなければなりません。</p>	<p>第4章 実効性の確保</p> <p>（必要な制度及び仕組みの整備）</p> <p>第33条 市は、この条例に定めるまちづくりの推進のために、必要な制度及び仕組みの整備を行わなければなりません。</p>
<p>【考え方・解説】</p> <p>第33条は、本条例の実効性を確保するための仕組みについて定めています。</p> <p>【第1項】</p> <p>○ 本条例は、市民自治の確立が主な目的となることから、公募市民、関係団体代表者、学識者で構成する本検討委員会が主体的に検討してきましたが、制定して終わりではなく、有名無実の規範にならないようにするためには、条例を生きたものにする努力と、それを支え発展させる仕組みが大切です。</p>	<p>【考え方・解説】</p> <p>第33条は、本条例の実効性を確保するための必要な制度及び仕組みの整備について定めています。</p> <p>○ 本条例は、市民自治の確立が主な目的となることから、公募市民、関係団体代表者、学識者で構成する本検討委員会が主体的に検討してきましたが、制定して終わりではなく、有名無実の規範にならないようにするためには、条例を生きたものにする努力と、それを支え発展させる仕組みが大切です。</p> <p>○ <u>第4条（条例の位置付け）において、他の条例、規則等の制定改廃及び運用に当たっては、原則として本条例との整合を図ること（政策の形成、実施等についても同様）としていますが、ここでは、本条例の目的が効果的かつ効率的に達成できるよう、既存の条例、規則等の制度及び様々な仕組みの更なる向上を図ること、並びに新たな制度及び仕組みを積極的に整備することが重要と考え、これらの事項について定めるものです。</u></p>
最終報告（たたき台）修正案	最終報告（案）
<p>（実効性の確保）</p> <p>第33条 市長は、この条例の実効性の確保を目的として、この条例に関する周知及び啓発、運用状況の調査、実績の評価、見直しの検討等を行うため、（仮称）さいたま市市民自治基本条例運用推進委員会（以下「運用推進委員会」という。）を置きます。</p> <p>2 市長は、この条例の施行の日から4年を超えない期間ごとにこの条例の見直しの検討を行わなければなりません。この場合において、市長は、運用推進委員会の意見を聴かなければなりません。</p> <p>3 第1項に定めるもののほか、運用推進委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に条例で定めます。</p> <p>【修正案】 （推進委員会の設置）</p> <p>第34条 市長は、この条例の運用及び市民自治の推進を図るため、市民の参加による（仮称）さいたま市市民自治推進委員会（以下「推進委員会」という。）を置きます。</p> <p>2 推進委員会は以下の活動を行います。</p> <p>（1）この条例に関する周知及び啓発</p> <p>（2）この条例に関する運用状況の調査及び実績の評価</p> <p>（3）市民自治の推進のために必要な施策の検討</p> <p>（4）この条例の見直しの検討</p> <p>3 前2項に定めるもののほか、<u>推進委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に条例で定めます。</u></p>	<p>（運用推進委員会の設置）</p> <p>第34条 市長は、この条例の運用及び推進を図るため、市民の参加によるさいたま市市民自治基本条例運用推進委員会（以下「運用推進委員会」という。）を置きます。</p> <p>2 推進委員会は以下の活動を行います。</p> <p>（1）この条例に関する周知及び啓発</p> <p>（2）この条例に関する運用状況の調査及び実績の評価</p> <p>（3）<u>この条例の運用及び推進のための必要な制度及び仕組みの検討</u></p> <p>（4）この条例の見直しの検討</p> <p>3 前2項に定めるもののほか、<u>運用推進委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に条例で定めます。</u></p>
<p>【考え方・解説】</p> <p>第33条は、本条例の実効性を確保するための仕組みについて定めています。</p> <p>【第1項】</p> <p>○ 本条例の運用の仕組みの中心となるものとして、本条例に関する周知及び啓発、運用状況の調査、実績の評価、見直しの検討等を行う、市民参加による（仮称）さいたま市市民自治基本条例運用推進委員会を市長の附属機関※と</p>	<p>【考え方・解説】</p> <p>第34条は、本条例の実効性を確保するための組織である運用推進委員会について定めています。</p> <p>【第1項】</p> <p>○ 本条例の運用及び推進の中心となるものとして、市民参加によるさいたま市市民自治基本条例運用推進委員会を市長の附属機関※として設置することとします。なお、この運用推進委員会については、本条例の施行と同時期また</p>

<p>して設置することとします。なお、この運用推進委員会については、本条例の施行と同時期または施行後速やかに設置することが望まれます。</p> <p>※ 附属機関とは、地方自治法の規定に基づき、法律又は条例の定めるところにより設置される、調停、審査、諮問又は調査のための機関をいいます。</p> <p>○ <u>その他</u>、運用の仕組みとして、市による行動計画（アクションプラン）の策定や、運用推進委員会による市民自治に関する白書（参考となる取組の事例などを記載）の発行などが考えられます。</p> <p>○ なお、議会も何らかの形で関わっていくことが望ましいと考えます。</p> <p>【第3項】</p> <p>○ 運用推進委員会の組織（委員構成や人数など）及び運営に必要な事項の詳細については、別の条例で定めるものとします。</p>	<p>は施行後速やかに設置することが望まれます。</p> <p>※ 附属機関とは、地方自治法の規定に基づき、法律又は条例の定めるところにより設置される、調停、審査、諮問又は調査のための機関をいいます。</p> <p>【第2項】</p> <p>○ <u>運用推進委員会の活動は、本条例に関する周知及び啓発、運用状況の調査、実績の評価、必要な制度及び仕組み並びに見直しの検討とします。</u></p> <p>○ <u>本条例の運用及び推進の仕組みとして、市による行動計画（アクションプラン）の策定や、運用推進委員会による市民自治に関する白書（参考となる取組の事例などを記載）の発行などが考えられます。</u></p> <p>○ なお、議会も何らかの形で関わっていくことが望ましいと考えます。</p> <p>【第3項】</p> <p>○ 運用推進委員会の組織（委員構成や人数など）及び運営に必要な事項の詳細については、別の条例で定めるものとします。</p>
最終報告（たたき台）修正案	最終報告（案）
<p>【修正案】</p> <p>（条例の見直し）</p> <p>第35条 市長は、この条例の施行の日から4年を超えない期間ごとに、この条例の見直しを行わなければなりません。</p> <p>2 前項の見直しに当たっては、市長は、<u>推進委員会</u>の意見を聴かなければなりません。</p>	<p>（条例の見直し）</p> <p>第35条 市長は、この条例の施行の日から4年を超えない期間ごとに、この条例の見直し<u>の検討</u>を行わなければなりません。</p> <p>2 前項の見直し<u>の検討</u>に当たっては、市長は、<u>運用推進委員会</u>の意見を聴かなければなりません。</p>
<p>【考え方・解説】</p> <p>第33条は、本条例の実効性を確保するための<u>仕組み</u>について定めています。</p> <p>【第2項】</p> <p>○ 本条例は、基本条例という性格上、度々改正が行われると市民及び市に混乱が生じるおそれがあり、安定性が求められる一方で、実効性の確保を図っていくことも求められます。社会情勢、市民自治を担う各主体（市民、議会、市長その他の執行機関）の意識や活動などの変化に対応した条例とするため、定期的な見直し（内容を再度確認し、必要に応じて改正を図ること）を行い、内容を充実していくことが必要です。</p> <p>○ 市長は、条例の施行の日から4年を超えない期間ごとに見直しを行うものとします。その際、市長は運用推進委員会に諮問しなければなりません。</p> <p>○ 4年を超えない期間ごとに見直しを行うのは、市長や議員の任期が4年であり、それぞれの任期中に少なくとも1度は本条例の見直しを通じて、自治のあり方について特に考えてもらう機会を設けることが必要と考えたことによるものです。</p> <p>○ なお、運用推進委員会に諮問して行う見直しのほか、法律改正等による必要かつ軽易な改正については、諮問することなく適宜行っていくことは当然です。</p>	<p>【考え方・解説】</p> <p>第35条は、本条例の実効性を確保するため、<u>本条例の見直し</u>について定めています。</p> <p>【第1項】</p> <p>○ 本条例は、基本条例という性格上、度々改正が行われると市民及び市に混乱が生じるおそれがあり、安定性が求められる一方で、実効性の確保を図っていくことも求められます。社会情勢、市民自治を担う各主体（市民、議会、市長その他の執行機関）の意識や活動などの変化に対応した条例とするため、定期的な見直し（内容を再度確認し、必要に応じて改正を図ること）を行い、内容を充実していくことが必要です。</p> <p>○ 市長は、条例の施行の日から4年を超えない期間ごとに見直し<u>の検討</u>を行うものとします。</p> <p>○ 4年を超えない期間ごとに見直し<u>の検討</u>を行うのは、市長や議員の任期が4年であり、それぞれの任期中に少なくとも1度は本条例の見直し<u>の検討</u>を通じて、自治のあり方について特に考えてもらう機会を設けることが必要と考えたことによるものです。</p> <p>【第2項】</p> <p>○ <u>本条例は市民自治の確立を主な目的としていることから、第1項の見直しの検討に当たっては、市民が主体的に取り組むこと、及び市民の意見を市長が十分に聴くことが大切です。そのために、運用推進委員会への諮問の義務付けについて定めるものです。</u></p> <p>○ なお、法律改正等による必要かつ軽易な改正については、<u>運用推進委員会に諮問することなく適宜行っていくこと</u>は当然です。</p>

市民から寄せられた意見

自治体における情報公開（知る権利）と市民参加（意見表明権）の推進に取り組んでいる市民団体として、貴委員会「最終報告（たたき台）修正案」について、次のとおり意見をのべます。

[意見の趣旨]

「最終報告（たたき台）修正案」第30条（区民会議）第1項中の「区民は、…」を「市長は、…」に修正する。

[意見の理由]

- 1 「区民会議」は、事実上の市の組織体として、実質的に「地方自治法」における「附属機関」に該当します。
- 2 「附属機関」は条例により執行機関（市長、行政委員会・監査委員）に設置されるものです。
- 3 したがって、執行機関ではない単なる補助機関にすぎない区長が「要綱」により「区民会議」を設置した場合、「地方自治法」違反となります。
- 4 近年、各地の地方裁判所判例及び住民監査請求監査結果において、「要綱」等により設置された各種の私的諮問機関や準附属機関は違法であるという判断が定着しています。
- 5 別紙資料「附属機関に係る住民訴訟判例・住民監査請求結果」（8枚）[省略]は、市総務課から行財政改革推進本部へ提出されたものですが、各地の動向が要約されているので、参照してください。

自治体における情報公開（知る権利）と市民参加（意見表明権）の推進に取り組んでいる市民団体として、貴委員会の最終報告案について、次のとおり意見をのべます。

[意見の趣旨]

2011年11月14日開催第41回会議配布資料1の「前文（案）」第4段落1行目中の下記の部分（以下[修正前]という。）を[修正後]のように修正すること。

記

[修正前]

[修正後]

「誰もが互いに尊重し合い」 ⇒ 「誰もが、そして男女が、互いに尊重し合い」

[意見の理由]

- 1 自治体さいたま市には、市政運営の通則法のひとつとして、2003年3月に「さいたま市男女共同参画まちづくり条例」が制定されています。
同条例第5条は「市民は…あらゆる分野において…積極的に男女共同参画のまちづくりの推進に努めなければならない」と、市民としての責務を定めています。
- 2 男女平等・共同参画社会の実現は、日本の21世紀の「最重要課題」（「男女共同参画社会基本法」）であり、自治体さいたま市においても、市民の半数が女性であることを踏まえ、その課題を共有し、かつ広く発信できるよう、貴委員会《女性》

委員の積極的な意見表明を期待します。

- 3 最近の自治基本条例は、男女共同参画の観点を盛り込む傾向にあるようです。
 - a 小平市条例（2009年12月施行）第8条（男女共同参画社会の形成の推進）「市民等及び市は、男女平等を基本とする男女共同参画社会の形成を推進するものとする。」
 - b 古河市条例（2009年10月施行）第14条（男女共同参画）「市は、男女が自らの意思と責任により、あらゆる分野における活動に参画する社会の実現を目指し、別に条例で定めるところにより、男女共同参画の推進に取り組むものとする。」
 - c 国分寺条例（2009年4月施行）前文「…平和を希求し、人権を尊重し、男女平等のもと市民が生き生きと暮らし活動できるまちの実現を目指し…」
- 4 参考に第1号証（国分寺市条例前文）[省略]・第2号証（上越市の検討資料）[省略]を提供します。

多文化共生などと他国で次々失敗しているのに、なぜその例を見て危機感を持たないのでしょうか。

移民してくる民族は自分の都合のいいようにその国の法律も治安も政治も変えようとしている例が散見されます。いつまでこんな夢のようなことばかり言っているのですか。移民が増えて国民が逆差別、犯罪の増加など、もう元に戻せないというところまで没落してしまった他国の例があります。

さいたま市が現在施行しようとしている自治基本条例は違憲です。日本国憲法では日本人主権による統治を定めていますが、この条例は外国人に内政干渉を許すものであり全国に被害が及ぶ可能性が大いにあります。

実際、外国人参政権を許した国では、労働力として移民が参政権を持ち、政治が混乱している状態です。

住民投票について「外国人にも与えるべき」という意見があるようですが私は反対です。何故なら例えさいたま市の住民であっても自治を行うのはあくまでその土地に住む日本人であるべきだと考えるからです。

これは差別ではありません。自国の国民と他国の国民を区別して考えるのは外国では当然のことであり、日本でのみこれが「差別」とされることのほうが問題です。外国人には帰るべき国があります。けれど私たちはこの日本国以外に帰る国などありません。

祖国のことは我々日本人が護り育てるのが我々日本国に生まれ落ちた者の義務ではないのでしょうか。将来を見据え子孫たちが住みやすい環境を残すのに一時滞在の外国人に委ねるべきではないでしょう。

必要性が感じられない、日本人の権利を外国人に簡単にあげることは許されない、日本人の権利を侵害される、日本人が暮らしにくくなる、日本の事は日本人が決めるのが常識である、重大な事は外国人に任せられない。以上の理由で反対します。

自治基本条例は、外国人参政権につながります。日本は日本じゃなくなる～移民の国、多民族国家＝多文化共生社会になります。

多文化共生幻想と大量移民政策で外国の国は病んでいる。

自治基本条例の狙いは在日外国人を外国籍市民と規定し投票条例で投票権付与すること。外国人参政権はある団体が要求しています。それで外国人参政権を得たら、「在日外国人」から「日本の主権者」だといひだします。「日本は日本人だけでもモノじゃない」こんなことを他の外国人が主張したら日本はどうなりますか？

埼玉は第二の故郷。その埼玉で自治基本条例などという恐ろしいものが検討されていることを知りました。外国人投票なんて、もってのほかです。大反対です。

現在さいたま市で話し合いが行われております、自治基本条例ですが、これは在日外国人に外国人地方参政権を与えるに等しいものです。

日本の都市の政治に、日本人ではない外国人の意見が取り入れられ、外国人が住みやすく日本人が住みにくい町が作られてしまう危険性があります。

また、さいたま市街に住むプロ市民の意見などが反映されています恐れもあります。もちろん、在日外国人の方も日本で働き、納税もきちんとされている方がほとんどなのでしょう。

しかし、参政権は「日本人であること」が絶対条件です。税金を納めているからよいというものではありません。日本の参政権はお金で買える、そんな安っぽいものなのでしょうか。

さいたま市に住んで7年目になります。今ではさいたま市に家を買ひ、永住しようかと考えているくらい、気にいっていますがこのような条例ができてしまい、住みにくい町になってしまう恐れがあることを大変残念に思っております。

明文で「外国人参政権を与えない」と規定していただきたい。

日本支配を目論み、参政権を欲しければ本国に帰国すればよい。外国籍のまま自分が在住する国の選挙権が欲しいとは、根本的な間違いである。戦後のGHQによる準戦勝国待遇と日本解体計画に利用された人が恫喝して得た在日特権がその根である。日本国はこのくびきを断ち切ることが必要なのに、「外国人参政権」まで求められる惨状となった。絶対に許してはならない。過去の歴史から学ぶと絶縁が最もよい。

日本国民の権利である参政権を外国人にも与えるなんて絶対に反対です。何を考えておられるのでしょうか。日本にいる外国人のほとんどは、日本に敵意を持っている人です。こんな人たちになぜ日本の権利を与えるのか。断固反対します。

外国人に越権を与えるだけの掲題条例は、さいたま市民を愚弄してあまりあります。この条例を即座に廃止すべきです。本件に関し、さいたま市に対して市民がどれほど憤慨しているか分からないのですか。

自治基本条例、市民参画・協働など、外国人や市民団体の政治介入を許す政策すべてに「反対」です。

外国人の参加を容認する政策はどんなに言葉を変えようと、主権が国民にあるという憲法の大前提を反故にするものなので絶対的な憲法違反です。こんな重大な国家主権問題を自治体が勝手に決めていいわけが無く、主権者である日本国民に対する重大なる裏切り犯罪行為です。選挙で選ばれてもいない素人の政治介入も、憲法に定められた代表民主制に違反し、地域住民に対する重大な権利侵害です。

他国では差別が無いようにと過度の権利を与えたがために国が滅ぼうとしている。ましてあからさまな侵略を企てている野心と執念の国々に囲まれている。地方だからいいということはありません。更に男女共同参画にも勿論反対と強く抗議しておきます。

注意すべき点を提言します。

市民の定義

市在住の人以外でも参加できるまでは理解できます。自治基本条例は外国人参加も可能な場合もあり、これを危惧する人達も少なからずおります。まず、「外国人参政権」は憲法で認められておりません。「外国人献金」が政治家にとって違法である事は外国人の利益誘導に繋がる危険性があるからですが、「参政権」は言わずもがなです。移民をはじめ、外国人に権利を与えた国で成功例はほぼ皆無です。自治体が内から崩壊していく例が後を絶ちません。反日思想運動を自治体に要求してくるかもしれません。

私は、ある国で交流学習という名目で、大変酷い体験をした事があり、反日イデオロギーが日本に持ち込まれる事を非常に危惧します。理想主義と現実をしっかりと区別して考慮すべき。

自治基本条例、市民参画・協働など外国人市民団体の政治介入を許す政策には賛成できません。

重大な国家主権問題を自治体が決めて言い訳ではない、選挙に選ばれていない素人の政治介入も代表民主制に反し重大な地域住民の主権を侵害する、どんなに言葉を変えても「外国人参政権」に変わりなく外国人参政権は違法である、必要性が感じられない、地方だからこそ乗っ取られてしまうのである、日本人の事は日本人が決めるのが常識である、主権者である日本人及び地域住民への裏切り行為である、他国では過度の主権を与えた事により国が大変な事になっている、地域住民主権を外国人渡すのは断じて許されない。以上の理由で反対します。

「市民」の定義が、市内に住所を有する者、市内で働く者、市内で学ぶ者、市内で公益的活動や事業活動その他の活動を行う者または団体と幅広いところが問題です。

世の中には悪意を持って、政治を自分たちの都合のいいように動かそうとする人たちがいるのに、このような誰でも参加することができるようにするのは問題が大きすぎます。

法令、条例などには詳しくはないが、この自治基本条例というのにはふわふわしている印象を受けた。つまり、あらかじめのことは民法なり条文に明記されているのではないだろうか？

また広く一般に周知されないのか疑問に残る。

また、第2条の(1)における住民、市民の意義に日本国民、及び日本国籍を有する者という定義がない。

そして第19条における常設型、非常設型の明記及び外国人参政権のための自治基本条例という気がしてならない。

また、既存の法令、条例に干渉するのか曖昧である。

前文について、さいたま市としての成り立ち、元々東京近郊のベッドタウンとして北関東、東北方面への交通の要衝として発展してきた浦和、大宮、与野の合併に過ぎない。言い換えれば元々都市としての求心力はなくそこに住むためだけが主な目的であり、それ以外のまちづくりなどはおまけ、付属にしかないというのがよそから転入してきた住民の意見である。

しかし、住めば都とはよく言ったもので10年ほどいると少しはよいところや、地元の文化は着実に育まれているとよそ者の私でも感じるようになります。

それを継承し、発展させていくために指針を作る、または協議する法律を策定するのは良いと思います。

市民の意見であった「外国人による風紀や治安の乱れ」「下手に一般市民が口を出せば何をされるかわからない」について、関連するサイトもあるので、見てほしい。

以上、17名(団体を含む。)の方からの意見(一部要約)